

平成五年通商産業省令第七十一号

基準器検査規則

計量法(平成四年法律第五十一条)第五章第四節、第一百六十条及び第一百六十七条並びに計量法施行令(平成五年政令第三百二十九号)第二十五条の規定に基づき、並びにこれらの規定及び計量法第一百六十一条の規定を実施するため、基準器検査規則を次のように制定する。

目次

第一章 総則
第一節 通則(第一条―第五条)
第二節 申請等(第六条―第八条)
第三節 基準器検査の合格条件(第九条―第十八条)
第四節 基準器検査証印(第十九条―第二十条)
第五節 雜則(第二十三条―第二十八条の二)
第二章 長さ基準器
第一節 構造に係る技術上の基準
第一款 基準巻尺(第二十九条―第三十四条)
第二款 タクシーメーター装置検査用基準器(第三十五条―第三十八条)
第三節 検査方法
第一款 基準巻尺(第四十条―第四十四条)
第二款 タクシーメーター装置検査用基準器(第四十五条―第四十七条)
第三章 質量基準器
第一節 構造に係る技術上の基準
第一款 通則(第四十八条―第六十六条)
第二款 基準天びん等(第六十七条―第七十五条)
第三款 基準台手動はかり(第七十六条―第八十二条)
第四款 基準分銅(第八十三条―第九十条)
第五款 基準器公差(第九十一条)
第六款 検査方法
第一款 通則(第九十二条―第九十八条)
第二款 基準天びん(第九十九条―第一百一十条)
第三款 基準台手動はかり(第一百三十三条―第一百九十二条)
第四款 基準分銅(第一百三十九条―第一百四十六条)
第五款 基準タンク(二百五十七条)
第六款 基準体積管(二百五十八条―第二百五十三条)
第七款 基準水道メーター(第二百四十三条―第二百四十七条)
第八款 基準ガスマータ(第二百三十四条―第二百四十二条)
第九款 基準電圧発生器(第三百三十六条―第三百三十九条)
第十款 基準抵抗器(第三百三十九条―第三百三十五条)
第十一款 基準比重浮ひょう(第三百三十九条―第三百三十五条)
第十二款 基準電力量計(三百四十三条―第三百四十四条)
第十三款 基準電流計等(第三百五十三条―第三百五十七条)
第十四款 基準電圧発生器(第三百五十九条―第三百六十二条)
第十五款 基準分銅(第三百五十九条)
第十六款 基準天びん(第三百五十九条)
第十七款 基準台手動はかり(第三百五十九条)
第十八款 基準器公差(第三百五十九条)
第十九款 基準器検査証印(第三百五十九条)
第二十款 基準器検査の合格条件(第三百五十九条)
第二十一款 申請等(第三百五十九条)
第二十二款 通則(第三百五十九条)

第四章 溫度基準器

第一節 構造に係る技術上の基準

第一款 通則(第一百十一条―第一百六十六条)

第二款 基準密度浮ひょう(第二百七十二条―第二百七十三条)

第三款 基準ガラス製温度計(第二百五十七条―第二百五十八条)

第四款 液化石油ガス用基準浮ひょう型密度計(第二百七十四条―第二百七十五条)

第五款 基準器公差(第二百三十二条―第二百三十三条)

第六款 基準器公差(第二百三十二条)

第七款 検査方法(第二百三十四条―第二百四十一

第八款 検査方法(第二百八十二条)

第九款 検査方法(第二百八十二条)

第十款 検査方法(第二百八十二条)

第十一款 検査方法(第二百八十二条)

第十二款 検査方法(第二百八十二条)

第十三款 検査方法(第二百八十二条)

第十四款 検査方法(第二百八十二条)

第十五款 検査方法(第二百八十二条)

第十六款 検査方法(第二百八十二条)

第十七款 検査方法(第二百八十二条)

第十八款 検査方法(第二百八十二条)

第十九款 検査方法(第二百八十二条)

第二十款 検査方法(第二百八十二条)

第二十一款 検査方法(第二百八十二条)

第二十二款 検査方法(第二百八十二条)

第二十三款 検査方法(第二百八十二条)

第二十四款 検査方法(第二百八十二条)

第二十五款 検査方法(第二百八十二条)

第二十六款 検査方法(第二百八十二条)

第二十七款 検査方法(第二百八十二条)

第二十八款 検査方法(第二百八十二条)

第二十九款 検査方法(第二百八十二条)

第三十款 検査方法(第二百八十二条)

第三十一款 検査方法(第二百八十二条)

第三十二款 検査方法(第二百八十二条)

第三十三款 検査方法(第二百八十二条)

第三十四款 検査方法(第二百八十二条)

第三十五款 検査方法(第二百八十二条)

第三十六款 検査方法(第二百八十二条)

第三十七款 検査方法(第二百八十二条)

第三十八款 検査方法(第二百八十二条)

第三十九款 検査方法(第二百八十二条)

第四十款 検査方法(第二百八十二条)

第四十一款 検査方法(第二百八十二条)

第四十二款 検査方法(第二百八十二条)

第四十三款 検査方法(第二百八十二条)

第四十四款 検査方法(第二百八十二条)

第四十五款 検査方法(第二百八十二条)

第三款 基準抵抗器(第三百六十三条―第三百六十六条)

第四款 基準電力量計(第三百六十七条―第三百六十七条)

第五款 基準電流計等(第三百五十九条)

第六款 基準電圧発生器(第三百五十九条)

第七款 基準比重浮ひょう(第三百五十九条)

第八款 基準ガスマータ(第三百五十九条)

第九款 基準水道メーター(第三百五十九条)

第十款 基準分銅(第三百五十九条)

第十一款 基準天びん(第三百五十九条)

第十二款 基準台手動はかり(第三百五十九条)

第十三款 基準器公差(第三百五十九条)

第十四款 基準器検査証印(第三百五十九条)

第十五款 基準器検査の合格条件(第三百五十九条)

第十六款 申請等(第三百五十九条)

第十七款 通則(第三百五十九条)

第十八款 構造に係る技術上の基準

第十九款 構造に係る技術上の基準

第二十款 構造に係る技術上の基準

第二十一款 構造に係る技術上の基準

第二十二款 構造に係る技術上の基準

第二十三款 構造に係る技術上の基準

第二十四款 構造に係る技術上の基準

第二十五款 構造に係る技術上の基準

第二十六款 構造に係る技術上の基準

第二十七款 構造に係る技術上の基準

第二十八款 構造に係る技術上の基準

第二十九款 構造に係る技術上の基準

第三十款 構造に係る技術上の基準

第三十一款 構造に係る技術上の基準

第三十二款 構造に係る技術上の基準

第三十三款 構造に係る技術上の基準

第三十四款 構造に係る技術上の基準

第三十五款 構造に係る技術上の基準

第三十六款 構造に係る技術上の基準

第三十七款 構造に係る技術上の基準

第三十八款 構造に係る技術上の基準

第三十九款 構造に係る技術上の基準

第四十款 構造に係る技術上の基準

第四十一款 構造に係る技術上の基準

第四十二款 構造に係る技術上の基準

第四十三款 構造に係る技術上の基準

第四十四款 構造に係る技術上の基準

第四十五款 構造に係る技術上の基準

第四十六款 構造に係る技術上の基準

第四十七款 構造に係る技術上の基準

第四十八款 構造に係る技術上の基準

第四十九款 構造に係る技術上の基準

第五十款 構造に係る技術上の基準

第五十一款 構造に係る技術上の基準

第五十二款 構造に係る技術上の基準

第五十三款 構造に係る技術上の基準

第五十四款 構造に係る技術上の基準

第五十五款 構造に係る技術上の基準

第五十六款 構造に係る技術上の基準

第五十七款 構造に係る技術上の基準

第五十八款 構造に係る技術上の基準

第五十九款 構造に係る技術上の基準

第六十款 構造に係る技術上の基準

第六十一款 構造に係る技術上の基準

第六十二款 構造に係る技術上の基準

第六十三款 構造に係る技術上の基準

第六十四款 構造に係る技術上の基準

第六十五款 構造に係る技術上の基準

第六十六款 構造に係る技術上の基準

第六十七款 構造に係る技術上の基準

第六十八款 構造に係る技術上の基準

第六十九款 構造に係る技術上の基準

第七十款 構造に係る技術上の基準

第七十一款 構造に係る技術上の基準

第七十二款 構造に係る技術上の基準

第七十三款 構造に係る技術上の基準

第七十四款 構造に係る技術上の基準

第七十五款 構造に係る技術上の基準

第七十六款 構造に係る技術上の基準

第七十七款 構造に係る技術上の基準

第七十八款 構造に係る技術上の基準

第七十九款 構造に係る技術上の基準

第八十款 構造に係る技術上の基準

第八十一款 構造に係る技術上の基準

第八十二款 構造に係る技術上の基準

第八十三款 構造に係る技術上の基準

第八十四款 構造に係る技術上の基準

第八十五款 構造に係る技術上の基準

第八十六款 構造に係る技術上の基準

第八十七款 構造に係る技術上の基準

第八十八款 構造に係る技術上の基準

第八十九款 構造に係る技術上の基準

第九十款 構造に係る技術上の基準

第九十一款 構造に係る技術上の基準

第九十二款 構造に係る技術上の基準

第九十三款 構造に係る技術上の基準

第九十四款 構造に係る技術上の基準

第九十五款 構造に係る技術上の基準

第九十六款 構造に係る技術上の基準

第九十七款 構造に係る技術上の基準

第九十八款 構造に係る技術上の基準

第九十九款 構造に係る技術上の基準

第一百一十款 構造に係る技術上の基準

第一百一十一款 構造に係る技術上の基準

第一百一十二款 構造に係る技術上の基準

第一百一十三款 構造に係る技術上の基準

第一百一十四款 構造に係る技術上の基準

第一百一十五款 構造に係る技術上の基準

第一百一十六款 構造に係る技術上の基準

第一百一十七款 構造に係る技術上の基準

第一百一十八款 構造に係る技術上の基準

第一百一十九款 構造に係る技術上の基準

第一百二十款 構造に係る技術上の基準

第一百二十一款 構造に係る技術上の基準

第一百二十二款 構造に係る技術上の基準

第一百二十三款 構造に係る技術上の基準

第一百二十四款 構造に係る技術上の基準

第一百二十五款 構造に係る技術上の基準

第一百二十六款 構造に係る技術上の基準

第一百二十七款 構造に係る技術上の基準

第一百二十八款 構造に係る技術上の基準

第一百二十九款 構造に係る技術上の基準

第一百三十款 構造に係る技術上の基準

第一百三十一款 構造に係る技術上の基準

第一百三十二款 構造に係る技術上の基準

第一百三十三款 構造に係る技術上の基準

第一百三十四款 構造に係る技術上の基準

第一百三十五款 構造に係る技術上の基準

第一百三十六款 構造に係る技術上の基準

第一百三十七款 構造に係る技術上の基準

第一百三十八款 構造に係る技術上の基準

第一百三十九款 構造に係る技術上の基準

第一百四十款 構造に係る技術上の基準

第一百四十一款 構造に係る技術上の基準

第一百四十二款 構造に係る技術上の基準

第一百四十三款 構造に係る技術上の基準

第一百四十四款 構造に係る技術上の基準

第一百四十五款 構造に係る技術上の基準

第一百四十六款 構造に係る技術上の基準

第一百四十七款 構造に係る技術上の基準

第一百四十八款 構造に係る技術上の基準

第一百四十九款 構造に係る技術上の基準

第一百五十款 構造に係る技術上の基準

第一百五十一款 構造に係る技術上の基準

第一百五十二款 構造に係る技術上の基準

第一百五十三款 構造に係る技術上の基準

第一百五十四款 構造に係る技術上の基準

第一百五十五款 構造に係る技術上の基準

第一百五十六款 構造に係る技術上の基準

第一百五十七款 構造に係る技術上の基準

第一百五十八款 構造に係る技術上の基準

第一百五十九款 構造に係る技術上の基準

第一百六十款 構造に係る技術上の基準

				五 四 面積基準器
			ハロイ 体積基準器	基準面積板
		ハロイ 基準ビュレット	次に掲げる基準面積算体積計	
		ハロイ 基準フラスコ	次に掲げる基準面積算体積計	
		ハロイ 基準ガスマータ	基準ガスマータ	
	二 ホ	基準水道メーター (1) 次に掲げる基準タンク	基準水道メーター (1) 次に掲げる基準タンク	
	二 ホ	液体メーター用基準タンク (1) 液体タンク用基準タンク	液体メーター用基準タンク (1) 液体タンク用基準タンク	
	ホ	ガスマーテー用基準体積管 (1) 液中に沈降させた浮鐘内の体積を計量しながら排出させるもの(以下「基準ベルブルーバー」という。)	ガスマーテー用基準体積管 (1) 液中に沈降させた浮鐘内の体積を計量しながら排出させるもの(以下「基準ベルブルーバー」という。)	
	ホ	管内を移動するピストン状の運動子により管内の体積を計量しながら排出又は注入させるもの(以下「基準ピストンブルーバー」という。)	管内を移動するピストン状の運動子により管内の体積を計量しながら排出又は注入させるもの(以下「基準ピストンブルーバー」という。)	
	六 ロイ ハロイ	液体メーター用基準体積管 (2) 基準密度浮ひよう (1) 管内を移動する球状の運動子により管内の体積を計量しながら排出又は注入させるもの(以下「基準パイプブルーバー」という。)	液体メーター用基準体積管 (2) 基準密度浮ひよう (1) 管内を移動する球状の運動子により管内の体積を計量しながら排出又は注入させるもの(以下「基準パイプブルーバー」という。)	
	七 ロイ ハロイ	基準液柱型圧力計 (2) 基準重錘型圧力計 (1) 基準密度浮ひよう ハロイ 八 九 準器 電流、電圧、電気抵抗及び電力量に係る基準器(以下「電気基準器」という。)	基準液柱型圧力計 (2) 基準密度浮ひよう (1) 基準重錘型圧力計 ハロイ 八 九 準器 電流、電圧、電気抵抗及び電力量に係る基準器(以下「電気基準器」という。)	
(1)	ニ ハロイ	基準電圧計 基準抵抗器 基準電圧発生器 次に掲げる基準電力量計 一級である旨の表記のある基準電力量 計(以下「一級基準電力量計」という。)	基準電圧計 基準抵抗器 基準電圧発生器 次に掲げる基準電力量計 一級である旨の表記のある基準電力量 計(以下「一級基準電力量計」という。)	

(2)	二級である旨の表記のある基準電力量計
(3)	三級である旨の表記のある基準電力量計 計(以下「三級基準電力量計」という。)
十一	單平面型基準電球
十二	騒音基準器
十三	基準静電型マイクロホン
十四	振動基準器
十五	基準サーキットピックアップ
十六	濃度基準器
十七	基準酒精度浮ひよう
十八	基準比重器
十九	基準比重浮ひよう
二十	基準比重浮ひよう
二十一	（都道府県知事及び日本電気計器検定所が行う 基準器検査の種類）
二十二	計量法施行令（平成五年政令第三百二十 九号）第二十五条第一号の経済産業省令で定め るものは、次の各号に掲げる計量器ごとに、当 該各号に掲げるもの（研究所が検定又は基準器 検査に用いるものを除く。）とする。
二十三	一長さ計 タクシーメーター装置 検査用基 準器
二十四	二 質量計 ひよう量が二トン以下の基準手動 天びん又は基準直示天びんであって目量又は 感量がひよう量の四千分の一以上のもの、ひ よう量が五トン以下の基準台手動ばかりであ つて目量又は感量がひよう量の二万分の一以 上のものの、一級基準分銅、二級基準分銅及び 三級基準分銅
二十五	三 体積計 基準ガスマーテーのうち計ること ができるガスの体積が計量室の一回転につき 二十リットル以下の湿式のもの、全量が千リ ットル未満の液体メーター用基準タンク（最 少測定量の二百分の一の量による液面の位置 の変化が二ミリメートル未満のものに限る。） であつて水道メーター、温水メーター又は積 算熱量計の検査に用いるもの及び全量が二十 五リットル以下の液体メーター用基準タンク であつて燃料油メーターの検査に用いるもの は、電気基準器及び照度基準器に係るものとす る。

2 前項の場合において、検査を行う基準卷尺の線膨張係数と特定標準器等の線膨張係数とが異なるときは、器差に次の式により算出された補正值を加えて行う。	Lは、検査を行う基準卷尺の表す長さ tは、検査を行ったときの温度 αは、特定標準器等の線膨張係数 βは、検査を行う基準卷尺の線膨張係数
第二款 タクシーメーター装置検査用基準器	(表示機構の検査)
第四十五条 装置検査用基準器が第三十六条第二項の規定に適合するかどうかの検査は、零復帰装置を二回以上操作して行う。	(表示機構の検査)
第四十六条 装置検査用基準器が第三十七条第三項及び第四項の規定に適合するかどうかの検査は、基準卷尺を使用して行う。	(器差の検査)

第四十七条 装置検査用基準器の器差の検査は、基準卷尺を使用して行う。	(目盛標識)
2 装置検査用基準器の器差の検査は、主ローラーの中央部及び任意の二箇所について、次の式により器差を算出して行う。	一 ひょう量の二千五百分の一以下であること。 二 主目盛の目量以下であること。 三 副尺の目量の二倍以上十倍以下であること。
器差 $= L_0 - (3 \cdot 1416 t + (w^2 / 2 L_0))$	(目盛標識)
Lは、装置検査用基準器に表記された主ローラーの基準卷尺の読み	○・二ミリメートルを超えるものでなければならぬ。
wは、基準卷尺の厚み	○・二ミリメートルを超えるものでなければならぬ。

第四十八条 基準はかりには、その見やすい箇所に、次に掲げる事項が表記されていなければならない。	1 ひよう量 (感量)
2 アナログ指示機構を有する基準はかりの主な目盛線には、その表す質量の値が表記されていなければならない。	2 感量又は目量
第三章 質量基準器	(表記)
第一節 構造に係る技術上の基準	第一款 通則
2 基準はかりには、その見やすい箇所に、次に掲げる事項が表記されていなければならない。	2 基準はかりには、その見やすい箇所に、次に掲げる事項が表記されていなければならない。

第五十条 基準はかりの質量を表す目盛線は、その太さが目幅の三分の一以下であり、かつ、○・二ミリメートルを超えるものでなければならない。	2 副尺のある基準はかりは、副尺の目量がひよ量の五千分の一以下のものでなければならぬ。以下この章において同じ。)のあるものを除く。)は、感量がひよ量の二千五百分の一以下のものでなければならない。
第五十一条 副尺のある基準はかりは、主目盛の任意の目盛線と副尺の零を表す目盛線とを一致させたときに、副尺の他の端の目盛線がそれに對応すべき主目盛の目盛線と一致するものでなければならぬ。ただし、副尺の目幅の十分の一以下の誤差があることを妨げない。	2 副尺の目盛線と副尺の目幅の十分の一以下の誤差があることを妨げない。
第五十二条 基準はかりの度表の指針の先端部分は、すべての目盛線に重なるか又は達するものでなければならない。ただし、指針の先端部分が目盛面と同一の平面上にある基準はかり(目盛線又は指針を光学的に投影するものを除く。)において同じ。)にあつては、この限りでない。	2 副尺の目盛線と副尺の目幅の十分の一以下の誤差があることを妨げない。
第五十三条 基準はかりの度表の指針の先端部分が、度表の目盛線である範囲以上の範囲を動くことができるるものでなければならない。	2 副尺の目盛線と副尺の目幅の十分の一以下の誤差があることを妨げない。
第五十四条 表示窓に表示される基準はかりは、任意の示度において、質量の値が表記されている目盛標識が二以上同時に表示窓に示されるものでなければならない。	2 副尺の目盛線と副尺の目幅の十分の一以下の誤差があることを妨げない。
第五十五条 基準はかりは、釣合いが安定(指示機構が静止点を中心として同じ振幅だけ振動する状態をいう。以下この章において同じ。)でなければならない。	2 基準はかりの風袋さお及び風袋送りおもりは、容易に基準はかりから分離しないものでなければならない。
第五十六条 基準はかりの目幅は、一ミリメートル未満はかりには、釣合いを規定する装置がなければならない。	3 零点調整機構
第五十七条 基準はかりの刃及び刃受け等の硬度(刃及び刃受け等の硬度)	2 基準はかりの刃及び刃受けには、傷、焼きび又は腐食があつてはならない。
第五十八条 基準はかりの刃受け面は、滑らかでなければならぬ。	3 基準はかりの刃及び刃受けとは、その接触すべき面の三分の二以上が互いに接触していなければならない。
第六十条 基準はかりの重心玉(重心玉)	2 基準はかりの刃及び刃受けには、傷、焼きび又は腐食があつてはならない。
第六十二条 基準はかり(基準天びん等を除く。)の重心玉(重心玉)	3 基準はかりの刃及び刃受けは、ロツクウェルC硬さが五十七以上の中のものでなければならぬ。

心を上下に動かす装置をいう。)は、容易に移動することができないようには繋着されていなければならない。

第六十三条 基準はかりの減衰機構は、気温の変化その他による減衰作用の変動を調整できるものでなければならない。(感じ)

第六十四条 基準はかりは、質量を負荷していないう状態にあっては、その基準はかりの最小基準器公差等(その基準はかりの基準器公差のうち最も小さいもの(基準手動天びんにあっては、感量))をいう。以下この章において同じ。)に相当する質量を、任意の質量の荷重を加えた状態にあっては、その基準はかりの基準器公差等(その荷重に応ずる基準器公差(基準手動天びんにあっては、感量))をいう。以下この章において同じ。)に相当する質量を、それぞれ感ずるものでなければならない。この場合においては、はかりが「質量を感ずる」とは、次の各号に掲げる変位以上の変位を生ずることをいう。

一 度表により釣合いで規定するものにあつては、度表の目幅の二分の一の変位

二 にらみにより釣合いで規定するものにあつては、にらみの位置において三ミリメートルの変位

三 にらみのないにらみ窓又は限界停止機構内の釣合いで規定する装置(以下この章において「にらみ窓等」という。)により釣合いで規定するものにあつては、にらみ窓等の中心から上端又は下端までの変位

四 アナログ指示機構により釣合いで規定するものにあつては、任意の質量に応ずる基準器公差等に相当する変位の十分の八の変位(偏置誤差)

(耐久性)

第六十五条 基準はかりは、規定された質量を載せ台の中心から離れた位置に負荷したときに、その誤差が基準器公差(基準天びんにあっては、感量の二分の一)以下となるものでなければならない。

第六十六条 基準はかり(基準手動天びん及び基準天びん等)の構造及び材料は、通常の使用状態において、十分な耐久性を有するものでなければならない。

第六十七条 基準天びん等の休み装置は、てこの両ひじに対して均等かつ同時に作用するものでなければならない。

第二款 基準天びん等

2 懸垂装置のある基準天びん等の懸垂装置は、作動しているとき又は休み状態から作動状態に移るときに、著しく動搖するものであつてはならない。

3 基準天びん等の分銅の加除装置は、確実に作るるものでなければならない。

(風よけ)

第六十八条 感量がひょう量の二万分の一以下又は一ミリグラム以下の基準手動天びん及びひょう量における基準器公差がひょう量の二万分の二以下又は一ミリグラム以下の基準直示天びんには、風よけが取り付けられていないければならない。ただし、感量がひょう量の十五万分の一以上のものについては、以上又はひょう量における基準器公差がひょう量の十五万分の一以上のものうち、そのひょう量が二十キログラム以上のものにあつては、この限りでない。

(水平器及び水平調整用ねじ)

第六十九条 基準天びんには、角度二十分の傾きを感ずる水平器及び水平調整用のねじが付されていなければならない。ただし、ひょう量が二十キログラム以上のものにあつては、水平調整用ねじが付されていることを要しない。

(静止点の変化)

第七十条 基準天びんは、質量を負荷していないう状態及び任意の質量を負荷した状態において、休み装置により休み状態と作動状態とを交互に繰り返したときに、作動状態の静止点の位置の変化の最大が、感量がひょう量の五十万分の一以下又は〇・一ミリグラム以下の基準手動天びんにおいては、その質量において感量に相当する質量を加えたときに生ずる変位の大きさと、ひょう量に相当する質量を負荷した状態において感量に相当する質量を加えたときの変位の大きさとの差が、これらの変位の大きさのうち小さいものの二分の一以下でなければならない。

(基準極微手動天びんのライダーさおの誤差)

第七十一条 基準天びんは、質量を負荷していないう状態において感量に相当する質量を加えたときに生ずる変位の大きさと、ひょう量に相当する質量を負荷した状態において感量に相当する質量を加えたときの変位の大きさとの差が、これらの変位のうち小さいものの二分の一以下でなければならない。

(ライダー掛け)

第七十二条 基準手動天びんのライダーさおは、円滑に作動するものであり、かつ、ライダーさおに平行に移動させることができるものでなければならぬ。

(ライダーサオ)

第七十三条 基準手動天びんのライダー掛けは、円滑に作動するものであり、かつ、ライダーさおに平行に移動させることができるものでなければならぬ。

(ライダーサオ)

第七十四条 基準手動天びんは、質量を負荷していないう状態において感量に相当する質量を加えたときに生ずる変位の大きさと、ひょう量に相当する質量を負荷した状態において感量に相当する質量を加えたときの変位の大きさとの差が、これらの変位のうち小さいものの二分の一以下でなければならない。

(ライダーサオ)

第七十五条 基準極微手動天びんのライダーさおの目盛線の誤差は、感量の二分の一以下でなければならない。

(基準極微手動天びんのライダーさおの誤差)

第七十六条 基準台手動はかりは、ひょう量が二十分以下であり、かつ、感量又は目量がひょう量の二万分の一以上でなければならない。

(水平器)

第七十七条 基準台手動はかりには、外部から容易に規定できる位置に水平器が取り付けられないなければならない。

(水平器による繰返し)

第七十八条 基準台手動はかりは、任意の同一の器において質量による誤差は、各回の器

(指示機構)

第七十二条 基準手動天びんの度表の指針の先端部分と目盛板との間隔は、一ミリメートルを超えてはならない。

第七十三条 基準台手動はかりは、目盛さおに目盛さおと平行方向及び直角方向に水平の力を加えたときの器差が、その質量に応ずる基準器公差の二倍以下でなければならない。

(休み装置)

第七十四条 休み装置のある基準台手動はかりは、刃と刃受けの位置の関係に変化を与えるよう

てその目盛線又は切込みのうち中央部及び左右両端にあるもの的位置がそれぞれ支点の刃及び両端の刃の位置と一致し、かつ、すべての目盛線

又は切込みが等間隔に付されているものでなければならぬ。

(ライダーサオ)

第七十五条 休み装置のある基準台手動はかりは、刃と刃受けの位置の関係に変化を与えるよう

てその目盛線又は切込みのうち中央部及び左右両端にあるもの的位置がそれぞれ支点の刃及び両端の刃の位置と一致し、かつ、すべての目盛線

又は切込みが等間隔に付されているものでなければならぬ。

(ライダーサオ)

第七十六条 器差の最大のものが、その荷重に応ずる基準器公差の二分の一以下でなければならない。

(さおしほり)

第七十七条 基準台手動はかりには、外部から容易に規定できる位置に水平器が取り付けられないなければならない。

(前項の水平器は、その基準はかりを縦又は横

方向に傾けたときに、器差が基準器公差を超えてそれぞれ同表の下欄に掲げる形状のもの及び表す質量が次の表の三の上欄に掲げる板状の基準分銅であつてそれぞれ同表の下欄に掲げる形状のものについてそれぞれ同表の下欄に掲げる形状のものについては、第十条第四項の規定にかかるらず収納する容器の見やすい箇所に表記されていなければならぬ。

第七十八条 特級基準分銅にあつては第十条第四項の規定にかかるわらず本体又は収納する容器の見やすい箇所に、それ以外の基準分銅があつてはその上面又は側面に、その表す質量の数値が表記されなければならない。ただし、表す質量が次

ていなければならない。ただし、表す質量が次の表の二の上欄に掲げる線状の基準分銅であつてそれぞれ同表の下欄に掲げる形状のもの及び表す質量が次の表の三の上欄に掲げる板状の基準分銅であつてそれぞれ同表の下欄に掲げる形

状のものについては、この限りでない。

3 特級基準分銅及び表す質量が五ミリグラム以

下の又は線状の基準分銅にあつては、第十条第

差の差の最大のものが、その荷重に応ずる基準器公差の二分の一以下でなければならない。

(基準分銅)

器公差の二分の一以下でなければならない。

(さおしほり)

部分と目盛板との間隔は、一ミリメートルを超えてはならない。

基準台手動はかりは、目盛さおに目盛さおと平行方向及び直角方向に水平の力を加えたときの器差が、その質量に応ずる基準器公差の二倍以下でなければならない。

(休み装置)

えではない。

種類	表の二 表す質量	表の三 表す質量	形状	表の三 表す質量	形状	表の二 表す質量	表の二 表す質量	種類
特級基準分銅	一ミリグラム、一ミリグラム、百ミリグラム、一ミリグラム、一ミリグラム	一ミリグラム、一ミリグラム、百ミリグラム、一ミリグラム、一ミリグラム	四角形	一ミリグラム、十ミリグラム、百ミリグラム、一ミリグラム、一ミリグラム	四角形	一ミリグラム、十ミリグラム、百ミリグラム、一ミリグラム、一ミリグラム	四角形	一級基準分銅
一級基準分銅	二ミリグラム、二ミリグラム、二百ミリグラム、二ミリグラム、二ミリグラム	二ミリグラム、二ミリグラム、二百ミリグラム、二ミリグラム、二ミリグラム	四角形	二ミリグラム、二十ミリグラム、五百ミリグラム、五ミリグラム、五ミリグラム	四角形	二ミリグラム、二十ミリグラム、五百ミリグラム、五ミリグラム、五ミリグラム	四角形	二級基準分銅
二級基準分銅	五ミリグラム、五十ミリグラム、五百ミリグラム、五ミリグラム、五ミリグラム	五ミリグラム、五十ミリグラム、五百ミリグラム、五ミリグラム、五ミリグラム	五角形、六角形	五ミリグラム、五十ミリグラム、五百ミリグラム、五ミリグラム、五ミリグラム	五角形	五ミリグラム、五十ミリグラム、五百ミリグラム、五ミリグラム、五ミリグラム	五角形	三級基準分銅
三級基準分銅	M2	M1	F2	M2	M1	F1	M2	表の二 表す質量

4	ウム又はアルミニウムであることを妨げない。
5	第一項の規定にかかわらず、二級基準分銅又は三級基準分銅であつて、表す質量が二百グラム以上のものに使用されている材料は、鋳鉄又は軟鋼であることを妨げない。
6	第一項の規定にかかわらず、基準分銅（特級基準分銅を除く。）のノックに使用されている材料は、銅であることを妨げない。
7	第一項の規定にかかわらず、基準分銅（特級基準分銅を除く。）のノックに使用されている材料は、銅であることを妨げない。
8	第一項の規定にかかわらず、基準分銅（特級基準分銅を除く。）のノックに使用されている材料は、銅であることを妨げない。

1	第八十四条 基準分銅に使用されている材料は、特級基準分銅及び二級基準分銅にあつてはステンレス鋼、それ以外の基準分銅にあつては、真ちゅう、ニッケル、洋銀、ステンレス鋼又は次の各号に掲げる事項に適合する金属でなければならない。
2	第八十五条 送りおもり及び増おもり（以下この章において単に「おもり」という。）に使用されている材料は、耐耗性が真ちゅうと同等以上上の金属でなければならない。
3	第八十六条 基準分銅の形状は、特級基準分銅及び三級基準分銅にあつては円筒形、二級基準分銅及び三級基準分銅にあつては円筒形、角とう形その他のこれらに類する表面積の小さいものでなければならない。
4	第八十七条 前項の規定にかかわらず表す質量が一グラム以下の基準分銅の形状は、板状又は線状であることを妨げない。
5	第八十八条 基準分銅類の質量の調整のために詰められた金属は、その基準分銅類の質量の十五分の一以下でなければならない。
6	第八十九条 基準分銅類の質量は、使用されている金属の密度が八千キログラム毎立方メートル（材料にアルミニウム又はアルミニウムが使用されているものにあつては、二千七百キログラム毎立方メートル）であるものとして調整され、修理をした基準分銅については、穴が二個あることを妨げない。
7	第九十条 特級基準分銅及び板状又は線状の基準分銅は、収納する容器がなければならない。
8	第九十一条 特級基準器公差は、次の各号に定めるところによる。

1	第一項の規定にかかると同様に規定する基準器公差は、その目量の二分の一とする。
2	第二項の規定にかかると同様に規定する基準器公差は、その目量の二分の一とする。
3	第三項の規定にかかると同様に規定する基準器公差は、その目量の二分の一とする。
4	第四項の規定にかかると同様に規定する基準器公差は、その目量の二分の一とする。
5	第五項の規定にかかると同様に規定する基準器公差は、その目量の二分の一とする。

第九十四条 基準はかりの刃、刃受け及び刃刃ふた、まちその他刃又は刃受けの滑りを防止するためには使用されているもの（石製のものを除く。）が第五十六条第一項及び第二項の規定に適合するかどうかの検査は、ロックウェルC硬さが五十七のやすりを検査を行おうとする面に当て、やすりの面に對して角度約三十度の方向に約五十ニュートンの力を加えて行う。
(感じの検査)

2 前項の規定にかかるはず、基準はかりの器差の検査は、經濟産業大臣が別に定める方法により基準分銅と同等以上の精度に調整した分銅であつて第八十三条第二項及び第八十四条（第一項第四号を除く。）の規定に適合するもの（以下「実用基準分銅」という。）で、かつその器差が検査をする基準ばかりの基準器公差の三分の一を超えないものを使用して行うことができる。
（刃及び刃受け等の硬度の検査）

(器差の検査に使用する特定標準器等又は基準器)
第九十三条 基準はかりの器差の検査は、特定標準器等又は器差が検査をする基準はかりの基準器公差の三分の一を超えない基準分銅を使用して行う。

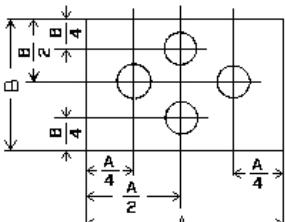
いってはこの限りでない。基準はかりが基準ばかり以外の器具、機械マ
は装置と構造上一体となつていて、基準はかりののみを取り外すことにより、その精度又は機能が変化するおそれがあるときは、その一体をな
している状態で検査を行う。

第九十二条 基準はかりの検査は、基準はかりを堅牢かつ水平な検査台その他の定盤の上に水平尺にて載せて行う。ただし、土地又は建物その他の工作物に取り付けて使用される基準はかりにつき

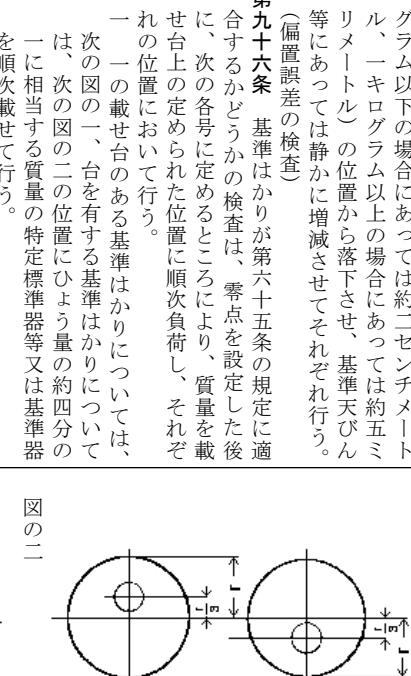
百グラム以上一トン
以下 表す質量の十万分の十五

二 二の載せ台のある基準ばかりについては、ひょう量の約四分の一に相当する質量の特定標準器等又は基準器を各載せ台の中心から載せ台の半径の三分の一の距離だけ離れたところに次の図の一又は図の二のよう載せたときの静止点と、当該特定標準器等又は基準器を各載せ台の中心に載せたときの静止点との差について行う。

四



四



四〇

（耐久性の検査）

第九十七条 基準はかりが第六十六条の規定に適合するかどうかの検査は、ひょう量の約一・五倍（基準天びんにあっては、ひょう量）の質量を負荷して行う。

第九十八条 載せ台のある基準はかりの器差の検査は、載せ台のほぼ中央に特定標準器等又は基準器を載せて行う。

基準はかり（二の載せ台のある基準はかりを除く。）の器差の検査は、ひょう量及び任意の二以上の質量について、質量を負荷していない状態から順次ひょう量に相当する質量まで負荷を静かに加えた後に、順次質量を静かに減じて質量を負荷していない状態に戻して行う。

風袋引き機構（正味量を計量するために風袋の質量を計量値から減じる機構をいう。）を有するものの器差の検査は、前項の検査のほか、風袋引きを最大限に働かせた状態において行う。

二の載せ台のある基準はかりの器差の検査
は、ひよう量及びひよう量の二分の一（ひよう量が三十キログラム以下のものにあつては、四分の一）に相当する質量において行う。

第二款 基準天びん

（静止点の変化の検査）

第九十九条 基準天びんが第七十条第一項の規定に適合するかどうかの検査は、質量を負荷していないう状態及びひよう量に相当する質量の荷重を加えた状態において、それぞれ三回以上繰り返して行う。

2 基準天びんが第七十条第二項の規定に適合するかどうかの検査は、使用する前の質量を負荷していないう状態における静止点を三回測定して求めた値の平均値と、ひよう量に相当する質量の荷重を加えて使用した後の質量を負荷していないう状態における静止点を二回測定して求めた値の平均値との差について行う。

（ライダーさおの誤差の検査）

第一百条 基準極微手動天びんが第七十五条の規定に適合するかどうかの検査は、ライダーさおの両端の目盛線について、次の式により誤差を算出して行う。

$$\text{器差} = (R \times (N_2 - N_1)) / (n_2 - n_1)$$

Rは、感量の十倍に相当する質量（感量の十倍に相当する質量が一ミリグラム未満のときは、一ミリグラム）
n₁は、Rに相当する質量のライダーを一方の皿に、Rに相当する質量の分銅を他方の皿に載せたときの静止点の値
n₂は、Rを求めたときのRに相当する質量のライダーを一方の皿に載せたときの静止点の値

n₁は、空掛けの状態における静止点の位置

n₂は、検査荷重に相当する質量の特定標準器等を両方の載せ台に載せたときの静止点の位置

n₀は、空掛けの状態における静止点の位置

n_△は、基準器公差等

（器差の算出）

$$\text{器差} = (\Delta / 2) \times ((n_1 + n_2 - 2n_0) / (n_2 - n_1))$$

2 基準天びんは、n₁を求めたときのライダーをライダーさおに載せた位置の読みn₁は、検査荷重に相当する質量の特定標準器等を両皿に載せたときの静止点の値N₁は、n₁を求めたときのライダーをライダーさおに載せた位置の読みn₂は、検査荷重に相当する質量の特定標準器等を両皿に載せたときの静止点の値N₂は、n₂を求めたときのライダーをライダーさおに載せた位置の読みn₀は、検査荷重に相当する質量の特定標準器等を両皿に載せたときの静止点の値N₀は、n₀を求めたときのライダーをライダーさおに載せた位置の読みn_△は、基準器公差等

n₁は、検査荷重に相当する質量の特定標準器等を両方の載せ台に載せたときの静止点の位置

n₂は、n₁を求めたときの特定標準器等を両方の載せ台に載せたときの静止点の位置

n₀は、n₂を求めたときの静止点の位置

n_△は、基準器公差等

2 基準天びんは、n₁を求めたときのライダーをライダーさおに載せた位置の読みn₁は、検査荷重に相当する質量の特定標準器等を両皿に載せたときの静止点の値N₁は、n₁を求めたときのライダーをライダーさおに載せた位置の読みn₂は、検査荷重に相当する質量の特定標準器等を両皿に載せたときの静止点の値N₂は、n₂を求めたときのライダーをライダーさおに載せた位置の読みn₀は、検査荷重に相当する質量の特定標準器等を両皿に載せたときの静止点の値N₀は、n₀を求めたときのライダーをライダーさおに載せた位置の読みn_△は、基準器公差等

第一百一条 第九十八条第四項の器差は、基準極微手動天びん以外の基準はかりについては、次の式により算出する。

$$\text{器差} = (\Delta / 2) \times ((n_1 + n_2 - 2n_0) / (n_2 - n_1))$$

△は、基準器公差等

n₀は、空掛けの状態における静止点の位置

n₁は、検査荷重に相当する質量の特定標準器等を両方の載せ台に載せたときの静止点の位置

n₂は、n₁を求めたときの特定標準器等を両方の載せ台に載せたときの静止点の位置

n_△は、基準器公差等

n₁は、検査荷重に相当する質量の特定標準器等を両方の載せ台に載せたときの静止点の位置

n₂は、n₁を求めたときの特定標準器等を両方の載せ台に載せたときの静止点の位置

n₀は、n₂を求めたときの静止点の位置

n_△は、基準器公差等

Rは、ライダーの質量n₀は、ライダーをライダーオンに載せ、両面に荷重を加えないときの静止点の位置N₀は、n₀を求めたときのライダーをライダーオンに載せたときの静止点の値N₁は、n₁を求めたときのライダーをライダーオンに載せたときの静止点の値N₂は、n₂を求めたときのライダーをライダーオンに載せたときの静止点の値

、n₁を求めたときのライダーをライダーオンに載せたときの静止点の値N₃は、n₃を求めたときのライダーをライダーオンに載せたときの静止点の値

、n₂を求めたときのライダーをライダーオンに載せたときの静止点の値N₄は、n₄を求めたときのライダーをライダーオンに載せたときの静止点の値

、n₃を求めたときのライダーをライダーオンに載せたときの静止点の値N₅は、n₅を求めたときのライダーをライダーオンに載せたときの静止点の値

、n₄を求めたときのライダーをライダーオンに載せたときの静止点の値N₆は、n₆を求めたときのライダーをライダーオンに載せたときの静止点の値

、n₅を求めたときのライダーをライダーオンに載せたときの静止点の値N₇は、n₇を求めたときのライダーをライダーオンに載せたときの静止点の値

、n₆を求めたときのライダーをライダーオンに載せたときの静止点の値N₈は、n₈を求めたときのライダーをライダーオンに載せたときの静止点の値

、n₇を求めたときのライダーをライダーオンに載せたときの静止点の値N₉は、n₉を求めたときのライダーをライダーオンに載せたときの静止点の値

、n₈を求めたときのライダーをライダーオンに載せたときの静止点の値N₁₀は、n₁₀を求めたときのライダーをライダーオンに載せたときの静止点の値

、n₉を求めたときのライダーをライダーオンに載せたときの静止点の値N₁₁は、n₁₁を求めたときのライダーをライダーオンに載せたときの静止点の値

、n₁₀を求めたときのライダーをライダーオンに載せたときの静止点の値N₁₂は、n₁₂を求めたときのライダーをライダーオンに載せたときの静止点の値

、n₁₁を求めたときのライダーをライダーオンに載せたときの静止点の値N₁₃は、n₁₃を求めたときのライダーをライダーオンに載せたときの静止点の値

、n₁₂を求めたときのライダーをライダーオンに載せたときの静止点の値N₁₄は、n₁₄を求めたときのライダーをライダーオンに載せたときの静止点の値

、n₁₃を求めたときのライダーをライダーオンに載せたときの静止点の値N₁₅は、n₁₅を求めたときのライダーをライダーオンに載せたときの静止点の値

、n₁₄を求めたときのライダーをライダーオンに載せたときの静止点の値N₁₆は、n₁₆を求めたときのライダーをライダーオンに載せたときの静止点の値

、n₁₅を求めたときのライダーをライダーオンに載せたときの静止点の値N₁₇は、n₁₇を求めたときのライダーをライダーオンに載せたときの静止点の値

、n₁₆を求めたときのライダーをライダーオンに載せたときの静止点の値N₁₈は、n₁₈を求めたときのライダーをライダーオンに載せたときの静止点の値

、n₁₇を求めたときのライダーをライダーオンに載せたときの静止点の値N₁₉は、n₁₉を求めたときのライダーをライダーオンに載せたときの静止点の値

、n₁₈を求めたときのライダーをライダーオンに載せたときの静止点の値N₂₀は、n₂₀を求めたときのライダーをライダーオンに載せたときの静止点の値

、n₁₉を求めたときのライダーをライダーオンに載せたときの静止点の値N₂₁は、n₂₁を求めたときのライダーをライダーオンに載せたときの静止点の値

、n₂₀を求めたときのライダーをライダーオンに載せたときの静止点の値N₂₂は、n₂₂を求めたときのライダーをライダーオンに載せたときの静止点の値

、n₂₁を求めたときのライダーをライダーオンに載せたときの静止点の値N₂₃は、n₂₃を求めたときのライダーをライダーオンに載せたときの静止点の値

、n₂₂を求めたときのライダーをライダーオンに載せたときの静止点の値N₂₄は、n₂₄を求めたときのライダーをライダーオンに載せたときの静止点の値

、n₂₃を求めたときのライダーをライダーオンに載せたときの静止点の値N₂₅は、n₂₅を求めたときのライダーをライダーオンに載せたときの静止点の値

、n₂₄を求めたときのライダーをライダーオンに載せたときの静止点の値N₂₆は、n₂₆を求めたときのライダーをライダーオンに載せたときの静止点の値

、n₂₅を求めたときのライダーをライダーオンに載せたときの静止点の値N₂₇は、n₂₇を求めたときのライダーをライダーオンに載せたときの静止点の値

、n₂₆を求めたときのライダーをライダーオンに載せたときの静止点の値N₂₈は、n₂₈を求めたときのライダーをライダーオンに載せたときの静止点の値

、n₂₇を求めたときのライダーをライダーオンに載せたときの静止点の値N₂₉は、n₂₉を求めたときのライダーをライダーオンに載せたときの静止点の値

、n₂₈を求めたときのライダーをライダーオンに載せたときの静止点の値N₃₀は、n₃₀を求めたときのライダーをライダーオンに載せたときの静止点の値

（さおしばりの検査）

第一百六条 基準台手動はかりが第七十九条の規定に適合するかどうかの検査は、ひよう量の約四分の一に相当する質量を加え、目盛さおを静かに各方向に動かして行う。

第一百七条 休み装置による誤差の検査

八十二条の規定に適合するかどうかの検査は、ひよう量の約四分の一に相当する質量を負荷していないう状態における表示値と器差の検査を行った後の質量を負荷していないう状態における表示値との差について行う。

（零点の変化の検査）

第一百八条 基準台手動はかりが第八十二条の規定に適合するかどうかの検査は、器差の検査を行って前項の方法により器差を算出する場合において、質量を負荷していないう状態における表示値の値は、測定を三回行つて、その平均値により求めるものとする。

（基準極微手動天びんの器差の算出）

第一百九条 基準台手動はかりが第六十一条第三項の規定に適合するかどうかの検査は、ひよう量の約四分の一に相当する質量を載せ台の中央に加え、載せ台にひよう量の約十分の一に相当する力を前後左右に水平に加えて行う。

（台しごりの検査）

第一百十条 基準分銅の器差の検査

第一百九条 基準分銅の器差の検査は、器差が検査をする基準分銅の基準器公差の三分の一を超えない基準分銅を使用して二重ひよう量法又は換ひよう量法により行う。

2 前項の検査において、特定標準器等又は基準分銅の器差の十分の一を超えるときは、浮力の補正をしなければならない。この場合において、基準分銅の密度は、八千キログラム每立方メートル（その材料がアルミニウム又はアルミニウム合金であるものにあつては、二千七百キログラム每立方メートル）とし、特定標準器等又は基準分銅の密度は、その材料が白金であるものにあつては二万五千五百キログラム每立方メートル、ニッケル、洋銀又是真ちゅうであるものにあつては、八千四百キログラム每立方メートル、ステンレス鋼であるものにあつては八千キログラム每立方メートル、铸鉄であるものにあつては七千キログラム每立方メートル、アルミニウム又はアルミニウム合金であるものにあつては二千七百キログラム每立方メートルとし、空気の密度は、一・二キログラム每立方メートルとする。

(機器及び作用の検査)

第一百三十五条 基準ガラス製温度計が第一百二十二条の規定に適合するかどうかの検査は、必要がないと認めるときは、省略することができる。

第一百三十六条 基準ガラス製温度計が第一百二十三条の規定に適合するかどうかの検査は、計ることができる最高の温度が三百度未満のものについては、必要がないと認めるときは、省略することができる。

第一百三十七条 三百度を超える目盛線がある基準ガラス製温度計については、器差の検査を行う前に、二時間以上その計ることができ最高の温度に近い温度に保つた後に、第一百二十五条の規定に適合するかどうかの検査を行う。

第一百三十八条 温度基準器の器差の検査は、計ることができる最高の温度、計ることができ最低の温度及び零度を表す目盛線並びに任意の一以上の目盛線について行う。ただし、計ることができ最高又は最低の温度を表す目盛線についての器差の検査が困難なときは、できるだけそれについて行う。

第一百三十九条 温度基準器の器差の検査は、検査を行つ直前に三十分間以上計ることができ最高の温度に保つた後に、零度の目盛線について行い、その後計ることができ最低の温度を表す目盛線から始めて順次高い温度を表す目盛線について行うものとする。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

第一百四十一条 温度基準器の器差の検査は、検査槽を使用するときは、特定標準器等及び検査槽を使用して行う。ただし、空気を飽和している水及び水の平衡温度を用いて検査を行う場合は、この限りでない。

第一百四十二条 温度基準器の器差の検査は、検査槽を使用するときは、特定標準器等及び検査槽を使用するときには、検査槽の温度が検査に必要な一定の温度に保たれる状態又は極めて緩やかに上昇する状態において行つ。

第一百四十三条 温度基準器の器差の検査は、検査槽を使用するときは、検査槽内の液体をかくはんして、液体の各部の温度が常に均一であるようにして行う。

第一百四十四条 温度基準器の器差の検査を行うときは、検査槽の目盛線を、目盛線が付されている面に視線が垂直になる位置に置いて、その正面から示度を規定する。

第一百四十五条 温度基準器の器差の検査は、感温液が水銀等であるときは液面の最上部において、水銀等以外の液体であるときは液面の最下部において行う。

温度基準器の器差の検査は、検査槽の構造その他部において行う。

温度基準器の器差の検査は、検査を行うべき温度を表す目盛線まで同一の温度とした状態で行う。ただし、検査槽の構造その他のやむを得ない事由があるため、目盛線まで同一の温度とすることができないときは、この限りでない。

温度基準器の器差の検査は、検査の規定により、温度を表す目盛線まで同一の温度としないで行ったときは、次の式により算出され値又は次項に規定する方法で実測された補正值により補正する。補正值 $= n(T-t)K_n$

は、露出部・検査を行う目盛線とそれに対応する温度に保つた箇所との間の部分をいう。以下の温度に保つた箇所との間の部分をいう。以下この条において同じ。の長さをその目盛面における一度に相当する長さで除した値 T は、検査槽の温度 t は、露出部の平均の温度 K は、ガラスに対する感温液の見かけの膨張係数(基準液体温度計にあつては千分の一、基準液体温度計以外の温度基準器にあつては六千五百分の一)を補正値を実測する場合は、検査を行うべき温度を表す目盛線まで同一の温度として検査を行つた場合に得た器差から、当該温度基準器を通常検査を行う露出部の長さに露出させた状態で得た器差を減じて算出する。

温度基準器の器差は、表す面積か

に適合するかどうかの検査は、常温常湿の環境下で、その面積基準器の面積を計量した後に、温度を十度変化させ、又は湿度を十パーセント変化させて、約十時間放置した直後に、当該面積を計量して行う。

前項の検査は、必要ないと認めるときは、省略することができる。

温度基準器の面積を計量して行うべき温度を表す目盛線まで同一の温度として検査を行つた場合に得た器差から、当該温度基準器を通常検査を行う露出部の長さに露出させた状態で得た器差を減じて算出する。

第五章 面積基準器

第一節 構造に係る技術上の基準

(表記)

第一百四十六条 面積基準器には、その見やすい箇所に、その表す面積の値が表記されていなければならぬ。

第一百四十七条 面積基準器に使用されている材料

(材質)

第一百四十八条 面積基準器には、その見やすい箇所に、その表す面積の値が表記されていなければならぬ。

第一百四十九条 面積基準器は、常温常湿の状態から温度が十度変化したとき、又は湿度が十パーセント変化したとき、当該面積基準器の面積にその表す面積の〇・二五パーセント以上の変化を生じさせるものであつてはならない。

(機器)

第一百五十条 面積基準器は、傷、腐食、穴及び凹凸があるため、通常の使用状態において、支障があるものであつてはならない。

面積基準器は、表面が滑りやすいため、通常の使用状態において、支障があるものであつてはならない。

面積基準器は、表面が滑りやすいため、通常の使用状態において、支障があるものであつてはならない。

第一百五十二条 面積基準器が第一百四十九条の規定に適合するかどうかの検査は、常温常湿の環境下で、その面積基準器の面積を計量した後に、温度を十度変化させ、又は湿度を十パーセント変化させて、約十時間放置した直後に、当該面積を計量して行う。

長方形でなければならない。
面積基準器は、その厚さが〇・五ミリメートルから四ミリメートルまでの範囲内にあるものでなければならない。

第一百五十三条 面積基準器の器差は、表す面積か

に適合するかどうかの検査は、常温常湿の環境下で、その面積基準器の面積を計量した後に、温度を十度変化させ、又は湿度を十パーセント変化させて、約十時間放置した直後に、当該面積を計量して行う。

前項の検査は、必要ないと認めるときは、省略することができる。

面積を減じて算出するものとする。

円形の面積基準器については、次の式により算出された面積

面積基準器の器差は、表す面積か

に適合するかどうかの検査は、常温常湿の環境下で、その面積基準器の面積を計量した後に、温度を十度変化させ、又は湿度を十パーセント変化させて、約十時間放置した直後に、当該面積を計量して行う。

第六章 体積基準器

第一節 構造に係る技術上の基準

(表記)

第一百五十四条 面積基準器の器差の検査は、基準卷尺によりその面積基準器の寸法を計量して行う。

第一百五十五条 基準フラスコ及び基準ビュレット

(以下この章において「基準フラスコ等」とい

う。)には、その基準器公差内で計量することができる最大の体積(以下この章において「全量」という。)が表記されていなければならない。

基準ビュレットには、次に掲げる事項が表記されていなければならない。

1 用途

2 全量に相当する水を排出する時間(以下「排水時間」という。)

3 全量を表す目盛線以外の目盛線がある基準ビュレットの主な目盛線には、その目盛線が表す体積の値が表記されていなければならない。たゞその目盛線が表す体積の値が明らかなどは、この限りでない。

(目盛標識)

第一百五十六条 基準フラスコ等の目盛線は、その目盛線が表す体積の水を用いて付されたもので

それぞれ三回ずつ計量した直径からそれぞれ求められた平均値

面積 $= (1/2)(A_1 + A_2 + A_3 + A_4)$ A₁は、 $\sqrt{(L_1(L_1 - a)(L_1 - b)(L_1 - c))}$ により求められた値A₂は、 $\sqrt{(L_2(L_2 - a)(L_2 - b)(L_2 - c))}$ (L₂ - d)(L₂ - e))により求められた値A₃は、 $\sqrt{(L_3(L_3 - a)(L_3 - b)(L_3 - c))}$ (L₃ - d)(L₃ - e))により求められた値A₄は、 $\sqrt{(L_4(L_4 - a)(L_4 - b)(L_4 - c))}$ (L₄ - d)(L₄ - e))により求められた値A₁は、 $\sqrt{(L_1(L_1 - a)(L_1 - b)(L_1 - c))}$ (L₁ - d)(L₁ - e))により求められた値A₃は、 $\sqrt{(L_2(L_2 - a)(L_2 - b)(L_2 - c))}$ (L₂ - d)(L₂ - e))により求められた値A₄は、 $\sqrt{(L_3(L_3 - a)(L_3 - b)(L_3 - c))}$ (L₃ - d)(L₃ - e))により求められた値A₁は、 $\sqrt{(L_4(L_4 - a)(L_4 - b)(L_4 - c))}$ (L₄ - d)(L₄ - e))により求められた値A₂は、 $\sqrt{(L_1(L_1 - a)(L_1 - b)(L_1 - c))}$ (L₁ - d)(L₁ - e))により求められた値A₃は、 $\sqrt{(L_2(L_2 - a)(L_2 - b)(L_2 - c))}$ (L₂ - d)(L₂ - e))により求められた値A₄は、 $\sqrt{(L_3(L_3 - a)(L_3 - b)(L_3 - c))}$ (L₃ - d)(L₃ - e))により求められた値A₁は、 $\sqrt{(L_4(L_4 - a)(L_4 - b)(L_4 - c))}$ (L₄ - d)(L₄ - e))により求められた値A₂は、 $\sqrt{(L_1(L_1 - a)(L_1 - b)(L_1 - c))}$ (L₁ - d)(L₁ - e))により求められた値A₃は、 $\sqrt{(L_2(L_2 - a)(L_2 - b)(L_2 - c))}$ (L₂ - d)(L₂ - e))により求められた値A₄は、 $\sqrt{(L_3(L_3 - a)(L_3 - b)(L_3 - c))}$ (L₃ - d)(L₃ - e))により求められた値A₁は、 $\sqrt{(L_4(L_4 - a)(L_4 - b)(L_4 - c))}$ (L₄ - d)(L₄ - e))により求められた値A₂は、 $\sqrt{(L_1(L_1 - a)(L_1 - b)(L_1 - c))}$ (L₁ - d)(L₁ - e))により求められた値A₃は、 $\sqrt{(L_2(L_2 - a)(L_2 - b)(L_2 - c))}$ (L₂ - d)(L₂ - e))により求められた値A₄は、 $\sqrt{(L_3(L_3 - a)(L_3 - b)(L_3 - c))}$ (L₃ - d)(L₃ - e))により求められた値A₁は、 $\sqrt{(L_4(L_4 - a)(L_4 - b)(L_4 - c))}$ (L₄ - d)(L₄ - e))により求められた値A₂は、 $\sqrt{(L_1(L_1 - a)(L_1 - b)(L_1 - c))}$ (L₁ - d)(L₁ - e))により求められた値A₃は、 $\sqrt{(L_2(L_2 - a)(L_2 - b)(L_2 - c))}$ (L₂ - d)(L₂ - e))により求められた値A₄は、 $\sqrt{(L_3(L_3 - a)(L_3 - b)(L_3 - c))}$ (L₃ - d)(L₃ - e))により求められた値A₁は、 $\sqrt{(L_4(L_4 - a)(L_4 - b)(L_4 - c))}$ (L₄ - d)(L₄ - e))により求められた値A₂は、 $\sqrt{(L_1(L_1 - a)(L_1 - b)(L_1 - c))}$ (L₁ - d)(L₁ - e))により求められた値A₃は、 $\sqrt{(L_2(L_2 - a)(L_2 - b)(L_2 - c))}$ (L₂ - d)(L₂ - e))により求められた値A₄は、 $\sqrt{(L_3(L_3 - a)(L_3 - b)(L_3 - c))}$ (L₃ - d)(L₃ - e))により求められた値A₁は、 $\sqrt{(L_4(L_4 - a)(L_4 - b)(L_4 - c))}$ (L₄ - d)(L₄ - e))により求められた値A₂は、 $\sqrt{(L_1(L_1 - a)(L_1 - b)(L_1 - c))}$ (L₁ - d)(L₁ - e))により求められた値A₃は、 $\sqrt{(L_2(L_2 - a)(L_2 - b)(L_2 - c))}$ (L₂ - d)(L₂ - e))により求められた値A₄は、 $\sqrt{(L_3(L_3 - a)(L_3 - b)(L_3 - c))}$ (L₃ - d)(L₃ - e))により求められた値A₁は、 $\sqrt{(L_4(L_4 - a)(L_4 - b)(L_4 - c))}$ (L₄ - d)(L₄ - e))により求められた値A₂は、 $\sqrt{(L_1(L_1 - a)(L_1 - b)(L_1 - c))}$ (L₁ - d)(L₁ - e))により求められた値A₃は、 $\sqrt{(L_2(L_2 - a)(L_2 - b)(L_2 - c))}$ (L₂ - d)(L₂ - e))により求められた値A₄は、 $\sqrt{(L_3(L_3 - a)(L_3 - b)(L_3 - c))}$ (L₃ - d)(L₃ - e))により求められた値A₁は、 $\sqrt{(L_4(L_4 - a)(L_4 - b)(L_4 - c))}$ (L₄ - d)(L₄ - e))により求められた値A₂は、 $\sqrt{(L_1(L_1 - a)(L_1 - b)(L_1 - c))}$ (L₁ - d)(L₁ - e))により求められた値A₃は、 $\sqrt{(L_2(L_2 - a)(L_2 - b)(L_2 - c))}$ (L₂ - d)(L₂ - e))により求められた値A₄は、 $\sqrt{(L_3(L_3 - a)(L_3 - b)(L_3 - c))}$ (L₃ - d)(L₃ - e))により求められた値A₁は、 $\sqrt{(L_4(L_4 - a)(L_4 - b)(L_4 - c))}$ (L₄ - d)(L₄ - e))により求められた値A₂は、 $\sqrt{(L_1(L_1 - a)(L_1 - b)(L_1 - c))}$ (L₁ - d)(L₁ - e))により求められた値A₃は、 $\sqrt{(L_2(L_2 - a)(L_2 - b)(L_2 - c))}$ (L₂ - d)(L₂ - e))により求められた値A₄は、 $\sqrt{(L_3(L_3 - a)(L_3 - b)(L_3 - c))}$ (L₃ - d)(L₃ - e))により求められた値A₁は、 $\sqrt{(L_4(L_4 - a)(L_4 - b)(L_4 - c))}$ (L₄ - d)(L₄ - e))により求められた値A₂は、 $\sqrt{(L_1(L_1 - a)(L_1 - b)(L_1 - c))}$ (L₁ - d)(L₁ - e))により求められた値A₃は、 $\sqrt{(L_2(L_2 - a)(L_2 - b)(L_2 - c))}$ (L₂ - d)(L₂ - e))により求められた値A₄は、 $\sqrt{(L_3(L_3 - a)(L_3 - b)(L_3 - c))}$ (L₃ - d)(L₃ - e))により求められた値A₁は、 $\sqrt{(L_4(L_4 - a)(L_4 - b)(L_4 - c))}$ (L₄ - d)(L₄ - e))により求められた値A₂は、 $\sqrt{(L_1(L_1 - a)(L_1 - b)(L_1 - c))}$ (L₁ - d)(L₁ - e))により求められた値A₃は、 $\sqrt{(L_2(L_2 - a)(L_2 - b)(L_2 - c))}$ (L₂ - d)(L₂ - e))により求められた値A₄は、 $\sqrt{(L_3(L_3 - a)(L_3 - b)(L_3 - c))}$ (L₃ - d)(L₃ - e))により求められた値A₁は、 $\sqrt{(L_4(L_4 - a)(L_4 - b)(L_4 - c))}$ (L₄ - d)(L₄ - e))により求められた値A₂は、 $\sqrt{(L_1(L_1 - a)(L_1 - b)(L_1 - c))}$ (L₁ - d)(L₁ - e))により求められた値A₃は、 $\sqrt{(L_2(L_2 - a)(L_2 - b)(L_2 - c))}$ (L₂ - d)(L₂ - e))により求められた値A₄は、 $\sqrt{(L_3(L_3 - a)(L_3 - b)(L_3 - c))}$ (L₃ - d)(L₃ - e))により求められた値A₁は、 $\sqrt{(L_4(L_4 - a)(L_4 - b)(L_4 - c))}$ (L₄ - d)(L₄ - e))により求められた値A₂は、 $\sqrt{(L_1(L_1 - a)(L_1 - b)(L_1 - c))}$ (L₁ - d)(L₁ - e))により求められた値A₃は、 $\sqrt{(L_2(L_2 - a)(L_2 - b)(L_2 - c))}$ (L₂ - d)(L₂ - e))により求められた値A₄は、 $\sqrt{(L_3(L_3 - a)(L_3 - b)(L_3 - c))}$ (L₃ - d)(L₃ - e))により求められた値A₁は、 $\sqrt{(L_4(L_4 - a)(L_4 - b)(L_4 - c))}$ (L₄ - d)(L₄ - e))により求められた値A₂は、 $\sqrt{(L_1(L_1 - a)(L_1 - b)(L_1 - c))}$ (L₁ - d)(L₁ - e))により求められた値A₃は、 $\sqrt{(L_2(L_2 - a)(L_2 - b)(L_2 - c))}$ (L₂ - d)(L₂ - e))により求められた値A₄は、 $\sqrt{(L_3(L_3 - a)(L_3 - b)(L_3 - c))}$ (L₃ - d)(L₃ - e))により求められた値A₁は、 $\sqrt{(L_4(L_4 - a)(L_4 - b)(L_4 - c))}$ (L₄ - d)(L₄ - e))により求められた値A₂は、 $\sqrt{(L_1(L_1 - a)(L_1 - b)(L_1 - c))}$ (L₁ - d)(L₁ - e))により求められた値A₃は、 $\sqrt{(L_2(L_2 - a)(L_2 - b)(L_2 - c))}$ (L₂ - d)(L₂ - e))により求められた値A₄は、 $\sqrt{(L_3(L_3 - a)(L_3 - b)(L_3 - c))}$ (L₃ - d)(L₃ - e))により求められた値A₁は、 $\sqrt{(L_4(L_4 - a)(L_4 - b)(L_4 - c))}$ (L₄ - d)(L₄ - e))により求められた値A₂は、 $\sqrt{(L_1(L_1 - a)(L_1 - b)(L_1 - c))}$ (L₁ - d)(L₁ - e))により求められた値A₃は、 $\sqrt{(L_2(L_2 - a)(L_2 - b)(L_2 - c))}$ (L₂ - d)(L₂ - e))により求められた値A₄は、 $\sqrt{(L_3(L_3 - a)(L_3 - b)(L_3 - c))}$ (L₃ - d)(L₃ - e))により求められた値A₁は、 $\sqrt{(L_4(L_4 - a)(L_4 - b)(L_4 - c))}$ (L₄ - d)(L₄ - e))により求められた値A₂は、 $\sqrt{(L_1(L_1 - a)(L_1 - b)(L_1 - c))}$ (L₁ - d)(L₁ - e))により求められた値A₃は、 $\sqrt{(L_2(L_2 - a)(L_2 - b)(L_2 - c))}$ (L₂ - d)(L₂ - e))により求められた値A₄は、 $\sqrt{(L_3(L_3 - a)(L_3 - b)(L_3 - c))}$ (L₃ - d)(L₃ - e))により求められた値A₁は、 $\sqrt{(L_4(L_4 - a)(L_4 - b)(L_4 - c))}$ (L₄ - d)(L₄ - e))により求められた値A₂は、 $\sqrt{(L_1(L_1 - a)(L_1 - b)(L_1 - c))}$ (L₁ - d)(L₁ - e))により求められた値A₃は、 $\sqrt{(L_2(L_2 - a)(L_2 - b)(L_2 - c))}$ (L₂ - d)(L₂ - e))により求められた値A₄は、 $\sqrt{(L_3(L_3 - a)(L_3 - b)(L_3 - c))}$ (L₃ - d)(L₃ - e))により求められた値A₁は、 $\sqrt{(L_4(L_4 - a)(L_4 - b)(L_4 - c))}$ (L₄ - d)(L₄ - e))により求められた値A₂は、 $\sqrt{(L_1(L_1 - a)(L_1 - b)(L_1 - c))}$ (L₁ - d)(L₁ - e))により求められた値A₃は、 $\sqrt{(L_2(L_2 - a)(L_2 - b)(L_2 - c))}$ (L₂ - d)(L₂ - e))により求められた値A₄は、 $\sqrt{(L_3(L_3 - a)(L_3 - b)(L_3 - c))}$ (L₃ - d)(L₃ - e))により求められた値A₁は、 $\sqrt{(L_4(L_4 - a)(L_4 - b)(L_4 - c))}$ (L₄ - d)(L₄ - e))により求められた値A₂は、 $\sqrt{(L_1(L_1 - a)(L_1 - b)(L_1 - c))}$ (L₁ - d)(L₁ - e))により求められた値A₃は、 $\sqrt{(L_2(L_2 - a)(L_2 - b)(L_2 - c))}$ (L₂ - d)(L₂ - e))により求められた値A₄は、 $\sqrt{(L_3(L_3 - a)(L_3 - b)(L_3 - c))}$ (L₃ - d)(L₃ - e))により求められた値A₁は、 $\sqrt{(L_4(L_4 - a)(L_4 - b)(L_4 - c))}$ (L₄ - d)(L₄ - e))により求められた値A₂は、 $\sqrt{(L_1(L_1 - a)(L_1 - b)(L_1 - c))}$ (L₁ - d)(L₁ - e))により求められた値A₃は、 $\sqrt{(L_2(L_2 - a)(L_2 - b)(L_2 - c))}$ (L₂ - d)(L₂ - e))により求められた値A₄は、 $\sqrt{(L_3(L_3 - a)(L_3 - b)(L_3 - c))}$ (L₃ - d)(L₃ - e))により求められた値A₁は、 $\sqrt{(L_4(L_4 - a)(L_4 - b)(L_4 - c))}$ (L₄ - d)(L₄ - e))により求められた値A₂は、 $\sqrt{(L_1(L_1 - a)(L_1 - b)(L_1 - c))}$ (L₁ - d)(L₁ - e))により求められた値A₃は、 $\sqrt{(L_2(L_2 - a)(L_2 - b)(L_2 - c))}$ (L₂ - d)(L₂ - e))により求められた値A₄は、 $\sqrt{(L_3(L_3 - a)(L_3 - b)(L_3 - c))}$ (L₃ - d)(L₃ - e))により求められた値A₁は、 $\sqrt{(L_4(L_4 - a)(L_4 - b)(L_4 - c))}$ (L₄ - d)(L₄ - e))により求められた値A₂は、 $\sqrt{(L_1(L_1 - a)(L_1 - b)(L_1 - c))}$ (L₁ - d)(L₁ - e))により求められた値A₃は、 $\sqrt{(L_2(L_2 - a)(L_2 - b)(L_2 - c))}$ (L₂ - d)(L₂ - e))により求められた値A₄は、 $\sqrt{(L_3(L_3 - a)(L_3 - b)(L_3 - c))}$ (L₃ - d)(L₃ - e))により求められた値A₁は、 $\sqrt{(L_4(L_4 - a)(L_4 - b)(L_4 - c))}$ (L₄ - d)(L₄ - e))により求められた値A₂は、 $\sqrt{(L_1(L_1 - a)(L_1 - b)(L_1 - c))}$ (L₁ - d)(L₁ - e))により求められた値A₃は、 $\sqrt{(L_2(L_2 - a)(L_2 - b)(L_2 - c))}$ (L₂ - d)(L₂ - e))により求められた値A₄は、 $\sqrt{(L_3(L_3 - a)(L_3 - b)(L_3 - c))}$ (L₃ - d)(L₃ - e))により求められた値A₁は、 $\sqrt{(L_4(L_4 - a)(L_4 - b)(L_4 - c))$

第三百一一条 基準重錐型圧力計は、その最小限界圧力が最大限界圧力の五分の一以下のものでなければならない。

第三百二条 基準重錐型圧力計は、その最大限界圧力が二百五十メガパスカル以下のものでなければならぬ。

第三百三条 表記された圧力媒体が液体である基準重錐型圧力計のピストンは、表記された最大限界圧力を加えたときに、その降下する速さが、その最大限界圧力に応じ、それぞれ次の表のとおりでなければならない。

最大限界圧力	降下する速さ（一分間当たり）
五メガパスカル以下	一ミリメートル以下
五メガパスカルを超えるとき	二ミリメートル以下

第三百四条 表記された圧力媒体が気体である基準重錐型圧力計のピストンは、表記された最大限界圧力を除く。のピストンは、表記された最大限界圧力を加えたときに、その降下する速さが、五百ミリメートル毎分以下でなければならない。

第三百五条 表記された圧力媒体が液体である基準重錐型圧力計のピストンは、表記された最小限界圧力を加えたときに、その降下する速さが、五百ミリメートル毎分以下でなければならない。

第三百六条 表記された圧力媒体が気体である基準重錐型圧力計（ピストンの形状が球形であるものを除く。）のピストンは、表記された最大限界圧力を加えて回転し、かつ、表記された最大限界圧力の三分の一の圧力を加えて回転させたときに、二十秒以上円滑に回転するものでなければならない。

第三百七条 基準重錐型圧力計の重錐（重錐付ピストンを除く。）は、重錐付ピストンに載せたときに、その重心がピストンの中心線上にあるものでなければならない。この場合において、表記された最大限界圧力を加えたときに、重錐の重心にビストンの中心線から五ミリメートル以内のずれがあることを妨げない。

第三百八条 基準重錐型圧力計は、その最大限界圧力の一・二倍の圧力を十分分間加えたときに、そのバルブ、圧力計取付部若しくは加压ポンプ等が変形し、又は圧力媒体となる流体が著しく漏えいするものであつてはならない。

第三百九条 基準重錐型圧力計は、水準器を有するものでなければならない。

第三款 血圧計用基準圧力計

第三百九条の二 血圧計用基準圧力計の表記事項は、日本産業規格T一一一五（二〇一八）附属書による。

（機構及び作用）

第三百九条の三 血圧計用基準圧力計の機構及び作用は、日本産業規格T一一一五（二〇一八）附属書による。

（機構及び作用の検査）

第三百九条の四 血圧計用基準圧力計の機構及び作用の検査は、日本産業規格T一一一五（二〇一八）附属書による。

（基準器公差）

第三百十条 基準液柱型圧力計の基準器公差は、最小の目量が、計ることができる最大の圧力（以下この章において「最大測定圧力」という。）の四百分の一の値より大きいか又はそれに等しい場合は、最大測定圧力の四百分の一の値とし、目量が最大測定圧力の四百分の一の値より小さい場合は、最小の目量とする。

（基準重錐型圧力計の基準器公差）

第三百十一条 基準重錐型圧力計の基準器公差は、五百分の一とする。

（血圧計用基準圧力計の基準器公差）

第三百十二条 血圧計用基準圧力計の基準器公差は、日本産業規格T一一一五（二〇一八）附属書による。

（検査の条件）

第三百十三条 血圧基準器（血圧計用基準圧力計を除く。）の検査は、当該圧力基準器を水平に設置した後に、常温で行う。設置した後の、常温で行う。

（検査の条件）

第三百十四条 基準液柱型圧力計の器差の検査（機構及び作用の検査）

第三百十五条 基準重錐型圧力計の器差は、その二箇所以上の目盛線について行う。

（検査の条件）

第三百十六条 基準液柱型圧力計の器差の検査（機構及び作用の検査）

第三百十七条 基準重錐型圧力計の器差は、その二箇所以上の目盛線について行う。

（検査の条件）

第三百十八条 基準液柱型圧力計の器差の検査（機構及び作用の検査）

第三百十九条 基準重錐型圧力計は、水準器を有するものでなければならない。

第三款 血圧計用基準圧力計

3 第一項の検査において、示度を読み取るときは、目盛線の付されている面に視線が垂直になる位置において、その正面から規定する。

第三款 基準重錐型圧力計

（機構及び作用の検査）

第三百十九条の二 血圧計用基準圧力計の機構及び作用の検査は、日本産業規格T一一一五（二〇一八）附属書による。

第三百十九条の三 血圧計用基準圧力計の器差の検査は、日本産業規格T一一一五（二〇一八）附属書による。

（機構及び作用の検査）

第三百十九条の四 血圧計用基準圧力計の機構及び作用の検査は、日本産業規格T一一一五（二〇一八）附属書による。

（基準器公差）

第三百二十条 基準電流計及び基準電圧計（以下「基準電流計等」という。）には、その見やすい箇所に、次に掲げる事項が表記されていなければならない。

（表記）

（第一節 構造に係る技術上の基準）

（第一款 基準電流計等）

（第二款 基準液柱型圧力計）

（第三款 削除）

（第四款 血圧計用基準圧力計）

（第五款 基準重錐型圧力計）

（第六款 基準液柱型圧力計）

（第七款 基準重錐型圧力計）

（第八款 基準液柱型圧力計）

（第九款 削除）

（第十章 電気基準器）

（第一節 構造に係る技術上の基準）

（第一款 基準電流計等）

（第二款 基準液柱型圧力計）

（第三款 削除）

（第四款 血圧計用基準圧力計）

（第五款 基準重錐型圧力計）

（第六款 基準液柱型圧力計）

（第七款 基準重錐型圧力計）

（第八款 基準液柱型圧力計）

（第九款 削除）

（第十章 電気基準器）

（第一節 構造に係る技術上の基準）

（第一款 基準電流計等）

（第二款 基準液柱型圧力計）

（第三款 削除）

は、平均直径から算出した断面積）で除した値を減じて算出する。

第四款 血圧計用基準圧力計

（機構及び作用の検査）

第三百十九条の二 血圧計用基準圧力計の機構及び作用の検査は、日本産業規格T一一一五（二〇一八）附属書による。

第三百十九条の三 血圧計用基準圧力計の器差の検査は、日本産業規格T一一一五（二〇一八）附属書による。

（機構及び作用の検査）

第三百十九条の四 血圧計用基準圧力計の機構及び作用の検査は、日本産業規格T一一一五（二〇一八）附属書による。

（基準器公差）

第三百二十条 基準電流計及び基準電圧計（以下「基準電流計等」という。）には、その見やすい箇所に、次に掲げる事項が表記されていなければならない。

（表記）

（第一節 構造に係る技術上の基準）

（第一款 基準電流計等）

（第二款 基準液柱型圧力計）

（第三款 削除）

（第四款 血圧計用基準圧力計）

（第五款 基準重錐型圧力計）

（第六款 基準液柱型圧力計）

（第七款 基準重錐型圧力計）

（第八款 基準液柱型圧力計）

（第九款 削除）

（第十章 電気基準器）

（第一節 構造に係る技術上の基準）

（第一款 基準電流計等）

（第二款 基準液柱型圧力計）

（第三款 削除）

（第四款 血圧計用基準圧力計）

（第五款 基準重錐型圧力計）

（第六款 基準液柱型圧力計）

（第七款 基準重錐型圧力計）

（第八款 基準液柱型圧力計）

（第九款 削除）

（第十章 電気基準器）

（第一節 構造に係る技術上の基準）

（第一款 基準電流計等）

（第二款 基準液柱型圧力計）

（第三款 削除）

力を加えて計量した電力量と特定標準器等が表す電力量との差を算出して行う。

二級基準電力量計及び三級基準電力量計の器差の検査は、定格周波数、定格電圧、定格電流（三級基準電力量計にあっては、定格電流の二十パーセント、五十分の二）並びに力率〇・五（遅れ電流及び進み電流）及び一の電力を加えて計量した電力量と一級基準電力量計が表す電力量との差を算出して行う。

前二項の検査において必要と認められる場合には、力率〇・八（進み電流）を追加することができる。

第十一章 照度基準器

第一節 構造に係る技術上の基準

〔材質〕

照度基準器に使用されているガラスは、無色透明のものでなければならない。

2 照度基準器の口金は、黄銅又はこれと同等以上の耐久力を有する材料にニッケルメッキをしたものでなければならない。（機構）

第三百七十七条 照度基準器の外径が二十六・〇四ミリメートルから二十六・三四ミリメートルまで、その形で、そのねじの外径が二十六・〇四ミリメートルから二十六・三四ミリメートルまで、そのねじの谷の径が二十四・三六ミリメートルから三十七・〇〇ミリメートルまで、かつ、そのねじのピッチが三・六二九ミリメートルであるも

の、又はそのねじの外径が三十九・〇五ミリメートルから三十九・五〇ミリメートルまで、そのねじの谷の径が三十六・五五ミリメートルから三十七・〇〇ミリメートルまで、かつ、そのねじのピッチが六・三五〇ミリメートルであるものでなければならない。

第三百七十八条 照度基準器は、六ボルトから百十五ボルトまでの一定の電圧で、十カンドラから三千カンドラまでの一定の光度を表示し、かぶんから二千八百六十六ケルビンまでの範囲内にあるものでなければならない。

2 前項の一定の電圧における光度の値とその電圧において引き続き十時間点灯した後の光度の値との差は、初めの値の〇・五パーセントを超えるものであつてはならない。

第二節 基準器公差

（照度基準器の基準器公差）

第三百七十九条 照度基準器の基準器公差は、その表示する光度の千分の二十五とする。

（照度基準器の基準器公差）

第三百八十条 照度基準器の器差の検査は、六ボルトから百十五ボルトまでの一定の電圧で引き続き十時間点灯した後の光度及び分布温度を特定標準器等の表示する光度及び分布温度と比較して行う。

第三節 検査方法

〔器差の検査〕

第三百八十二条 照度基準器の器差の検査は、常温常湿の環境下で、相互校正の方法により、検査を行う騒音基準器の各周波数ごとに求めた音圧感度と、第三百八一条に規定する表に記載された音圧感度の値との差を求めて行う。

〔付表〕 第十二章 騒音基準器

〔付表〕 第一節 構造に係る技術上の基準

第三百八十三条 照度基準器には、次に掲げる事項を記載した表が付されていなければならぬ。

〔付表〕 第二節 器物番号

二 周波数が、百二十五ヘルツ、千ヘルツ、四千ヘルツ及び八千ヘルツ（以下この章において「各周波数」と総称する。）についての音圧感度並びにその測定をした年月日

〔付表〕 第三節 機構及び作用

二 騒音基準器は、その外径が二十三・七二ミリメートル以下又は十二・六五ミリメートル以上十三・七二ミリメートル以上二十三・八二ミリメートル以下のものでなければならない。

〔付表〕 第四節 安定性

2 騒音基準器は、その音圧感度から自由音場感度を正確に算定できるものでなければならない。

〔付表〕 第五百八十二条 騒音基準器

二 騒音基準器は、その見やすい箇所に、器物番号が表記されなければならない。

〔付表〕 第五百八十三条 騒音基準器

2 電気的特性が温度、湿度その他の外部条件に対して十分安定したものでなければならない。

〔付表〕 第五百八十四条 騒音基準器

2 電気的特性が温度、湿度その他の外部条件に対して十分安定したものでなければならない。

〔付表〕 第五百八十五条 騒音基準器

2 電気的特性が温度、湿度その他の外部条件に対して十分安定したものでなければならない。

〔付表〕 第五百八十六条 騒音基準器

2 電気的特性が温度、湿度その他の外部条件に対して十分安定したものでなければならない。

〔付表〕 第五百八十七条 騒音基準器

2 電気的特性が温度、湿度その他の外部条件に対して十分安定したものでなければならない。

〔付表〕 第五百八十八条 騒音基準器

2 電気的特性が温度、湿度その他の外部条件に対して十分安定したものでなければならない。

〔付表〕 第五百八十九条 騒音基準器

2 電気的特性が温度、湿度その他の外部条件に対して十分安定したものでなければならない。

〔付表〕 第五百九十条 騒音基準器

2 電気的特性が温度、湿度その他の外部条件に対して十分安定したものでなければならない。

十四時間以上の間隔をおいて五回以上測定した場合に、その平均値に対する標準偏差の比及び温度変化一度当たりの音圧感度の変化率を求め行う。この場合において、それぞれの値は〇・三パーセント以下でなければならない。

（検査の省略）

第三百八十七条 前二条の検査は、必要がないと認めるときは、省略することができる。

第三節 検査方法

〔安定性の検査〕

第三百九十四条 振動基準器が第三百九十三条の規定に適合するかどうかの検査は、常温常湿の環境下において、第三百九十条に規定する表に記載された定格加速度の九十パーセント以下の振動加速度を加えて行う。

〔付表〕 第十四章 濃度基準器

〔付表〕 第一節 構造に係る技術上の基準

第三百九十五条 振動基準器の器差の検査は、常温常湿の環境下で、検査を行う振動基準器を振動台上に取り付け、各周波数で振動を与えたときに、当該振動基準器が表す感度と、第三百九十条に規定する表に記載された感度の値との差を求めて行う。

〔付表〕 第二節 濃度基準器

第三百九十六条 濃度基準器の主な目盛線には、その表す濃度の値が表記されていなければならない。

〔付表〕 第三節 濃度基準器

第三百九十七条 濃度基準器の目盛線は、相互に対応するものについては、その大きさその他の性質が均一でなければならない。

〔付表〕 第四節 目盛標識

第三百九十八条 濃度基準器の目盛線は、その中心線によって対応するものについて、その大きさその他の性質が均一でなければならない。

〔付表〕 第五百九十八条 濃度基準器

2 濃度を表すように付されていなければならない。

〔付表〕 第五百九十九条 濃度基準器

2 濃度基準器の最上端の目盛線は、けい部の上端から十五ミリメートル以上、最下端の目盛線は、けい部が胴部に移る箇所から上方に五ミリメートル以上離れていなければならない。

〔付表〕 第五百九十九条 濃度基準器

2 濃度基準器の目盛線は、その長さがけい部の全周の長さの五分の一を超えてなければならない。

〔付表〕 第五百九十九条 濃度基準器

2 濃度基準器の目幅は、〇・五ミリメートルを超えるものでなければならない。

〔付表〕 第五百九十九条 濃度基準器

2 濃度基準器の目盛線は、その太さが〇・一ミリメートルから〇・五ミリメートルまでの範囲内にあって、かつ、目幅の五分の一以下でなければならない。

〔付表〕 第五百九十九条 濃度基準器

2 濃度基準器の目盛線は、当該濃度基準器を液体に浮かべたとき、水平面に対し角度三度以上傾斜するものであつてはならない。

〔付表〕 第五百九十九条 濃度基準器

2 濃度基準器は、目量が〇・一体積百分率のものでなければならない。

9 濃度基準器は、濃度を表す目盛標識以外の目盛標識が付されたものであつてはならない。
第三百九十八条 濃度基準器は、酒精と水との混合液の温度十五度における酒精の濃度について、零体積百分率から百体積百分率までのうち一定の範囲のものを表す目盛線が付されたものでなければならぬ。(標準温度)

第三百九十九条 濃度基準器の目盛線は、温度十五度の場合を標準として付されたものでなければならない。(材質)

第四百十条 濃度基準器に使用されている材料は、透明なガラスでなければならぬ。

第四百十一条 濃度基準器の材料に使用されているガラスの体膨張係数の値は、○・○〇〇二から○・○〇〇三までなければならない。ただし、体膨張係数の値を当該濃度基準器に表記する場合〇・〇〇三までにはなければならない。

(機構及び作用)

第四百十二条 濃度基準器は、けい部の内面と目盛紙との間に開きがあるため、示度の視定の際に傷、気泡及びひずみ等があるため、当該濃度基準器が表す示度の読み取り難いもの又はつめで押してつぶれる氣泡があるものであつてはならない。

第四百十三条 濃度基準器は、目盛紙が離脱しないものでなければならない。

第四百十四条 濃度基準器は、胴部の下に散弾、水銀その他の重量付加物を入れるおもり室を有するものにあつてはならない。

第四百十五条 濃度基準器は、液体に浮かべて静止させたときに、鉛直線に対し角度三度以上傾斜するものであつてはならない。

第四百十六条 濃度基準器のけい部は、その軸に垂直な切断面が円形でなければならない。

第四百十七条 濃度基準器のけい部に生じる検査液のミニスカスの形が、濃度基準器を検査中の平衡位置から静かに上下に移動させたとき、変化してはならない。

(濃度基準器の基準器公差)

第四百十八条 濃度基準器の基準器公差は、目盛線の表す濃度に応じ、それぞれ次の表のとおりとする。

(濃度基準器の基準器公差)

第四百十九条 濃度基準器の目盛線は、温度十度以下の場合は、目盛線が付されたものでなければならない。

(材質)

第四百二十条 濃度基準器に使用されているガラスの体膨張係数の値は、○・〇〇〇二から○・〇〇〇三までのものでなければならない。ただし、体膨張係数の値を当該比重基準器に表記する場合は、この限りでない。

(機構及び作用)

第四百二十一条 濃度基準器は、目盛紙が離脱しないものでなければならない。

第四百二十二条 濃度基準器の目盛線は、角度三度以上の目盛線について行う。ただし、計ることができる最大又は最小の濃度を表示する目盛線についての器差の検査が困難なときは、できるだけそれに近い目盛線について行う。

(機構及び作用)

第四百二十三条 濃度基準器の器差の検査は、検査を行う目盛線について二回以上測定し、その平均値を求めて行う。

第四百二十四条 濃度基準器の器差の検査は、特定標準器等及び当該濃度基準器を、検査を行う目盛線の表す濃度と同一の濃度の検査液中に浮かべて、その示度を比較して行う。

(機構及び作用)

第四百二十五条 濃度基準器の器差の検査に使用する検査液は、検査を行う濃度に応じ、それぞれ次の表のとおりとする。

(機構及び作用)

第四百二十六条 濃度基準器の器差の検査は、検査を行う前に特定標準器等及び濃度基準器を酒精又はエチルエーテルで洗浄した後に、当該特定標準器等及び当該濃度基準器の表面の温度を通常の温度に戻してから行う。

(機構及び作用)

第四百二十七条 濃度基準器の目盛線は、温度十五度の場合を標準として付されたものであつて、かつ、温度四度の水を標準として定められた比重等を表さなければならない。

(材質)

第四百二十八条 比重基準器に使用されている材料は、透明なガラスでなければならない。

(機構及び作用)

第四百二十九条 濃度基準器の器差の検査は、よく洗浄した容

器に検査液を入れてかくはんし、気泡の上昇がやみ、液面が静止した後に行う。

第四百三十条 濃度基準器の器差の検査は、検査液の温度を室温に近い温度で保つて行う。

第四百三十一条 構造に係る技術上の基準

第一款 通則

第二款

第三款

第四款

第五款

第六款

第七款

第八款

第九款

第十款

第十一款

第十二款

第十三款

第十四款

第十五款

第十六款

第十七款

第十八款

第十九款

第二十款

第二十一款

第二十二款

第二十三款

第二十四款

第二十五款

第二十六款

第二十七款

第二十八款

第二十九款

第三十款

第三十一款

第三十二款

第三十三款

第三十四款

第三十五款

第三十六款

第三十七款

第三十八款

第三十九款

第四十款

第四十一款

第四十二款

第四十三款

第四十四款

第四十五款

第四十六款

第四十七款

第四十八款

第四十九款

第五十款

第五十一款

第五十二款

第五十三款

第五十四款

第五十五款

第五十六款

第五十七款

第五十八款

第五十九款

第六十款

第六十一款

第六十二款

第六十三款

第六十四款

第六十五款

第六十六款

第六十七款

第六十八款

第六十九款

第七十款

第七十一款

第七十二款

第七十三款

第七十四款

第七十五款

第七十六款

第七十七款

第七十八款

第七十九款

第八十款

第八十一款

第八十二款

第八十三款

第八十四款

第八十五款

第八十六款

第八十七款

第八十八款

第八十九款

第九十款

第九十一款

第九十二款

第九十三款

第九十四款

第九十五款

第九十六款

第九十七款

第九十八款

第九十九款

第一百款

第一百一款

第一百二款

第一百三款

第一百四款

第一百五款

第一百六款

第一百七款

第一百八款

第一百九款

第一百二十款

第一百二十一款

第一百二十二款

第一百二十三款

第一百二十四款

第一百二十五款

第一百二十六款

第一百二十七款

第一百二十八款

第一百二十九款

第一百三十款

第一百三十一款

第一百三十二款

第一百三十三款

第一百三十四款

第一百三十五款

第一百三十六款

第一百三十七款

第一百三十八款

第一百三十九款

第一百四十款

第一百四十一款

第一百四十二款

第一百四十三款

第一百四十四款

第一百四十五款

第一百四十六款

第一百四十七款

第一百四十八款

第一百四十九款

第一百五十款

第一百五十一款

第一百五十二款

第一百五十三款

第一百五十四款

第一百五十五款

第一百五十六款

第一百五十七款

第一百五十八款

第一百五十九款

第一百六十款

第一百六十一款

第一百六十二款

第一百六十三款

第一百六十四款

第一百六十五款

第一百六十六款

第一百六十七款

第一百六十八款

第一百六十九款

第一百七十款

第一百七十一款

第一百七十二款

第一百七十三款

第一百七十四款

第一百七十五款

第一百七十六款

第一百七十七款

第一百七十八款

第一百七十九款

第一百八十款

第一百八十一款

第一百八十二款

第一百八十三款

第一百八十四款

第一百八十五款

第一百八十六款

第一百八十七款

第一百八十八款

第一百八十九款

第一百九十款

第一百九十一款

第一百九十二款

第一百九十三款

第一百九十四款

第一百九十五款

第一百九十六款

第一百九十七款

第一百九十八款

第一百九十九款

第二百款

第二百一十一款

第二百一十二款

第二百一十三款

第二百一十四款

第二百一十五款

第二百一十六款

第二百一十七款

第二百一十八款

第二百一十九款

第二百二十款

第二百二十一款

第二百二十二款

第二百二十三款

第二百二十四款

第二百二十五款</

2 基準重ボーメ度浮ひようは、目量が○・○五
重ボーメ度又は○・一重ボーメ度のものでなければならぬ。

第二節 基準器公差

(比重基準器の基準器公差)
第四百二十七条 基準比重浮ひようの基準器公差は、目量に応じ、それぞれ次の表のとおりとする。

目量

目量	基準器公差
○・○○○一	○・○○○一
○・○○○二	○・○○○五
○・○○○五	○・○○○一
○・○○○一	○・○○○一

2 基準重ボーメ度浮ひようの基準器公差は、
○・一重ボーメ度とする。

第四百二十八条 基準比重浮ひようが基準器検査に合格し、かつ、基準器検査成績書の記載により、検査を行つた後三年を経過したことが明らかであるときは、基準器公差は、目量に応じ、次の表のとおりとする。

目量

目量	基準器公差
○・○○○二	○・○○○一
○・○○○五	○・○○○一
○・○○○一	○・○○○一
○・○○○二	○・○○○一

2 基準重ボーメ度浮ひようの基準器公差は、
○・一重ボーメ度とする。

第四百二十九条 基準比重浮ひようが基準器検査に合格し、かつ、基準器検査成績書の記載により、検査を行つた後三年を経過したことが明らかであるときは、基準器公差は、目量に応じ、次の表のとおりとする。

第三節 検査方法

(機構及び作用の検査)

第四百二十九条 比重基準器の目盛線が第四百二十条及び第四百二十二条の規定に適合するかどうかの検査は、比重基準器に手の平で上下に軽く振動を与えて、その目盛線がけい部に密着しているかどうか又は脱落するおそれがあるかどうかについて行う。

(器差の検査)

第四百三十一条 比重基準器の器差の検査は、計ることができる最大及び最小の比重等を表す目盛線並びに任意の一以上の目盛線について行う。ただし、計ることができない最大又は最小の比重等を表す目盛線についての器差の検査が困難なときは、できるだけそれに近い目盛線について行う。

第四百三十二条 比重基準器の器差の検査は、検査を行う目盛線について二回以上測定し、その平均値を求めて行う。

第四百三十二条 比重基準器の器差の検査は、特

定標準器等及び当該比重基準器を、検査を行う目盛線の表す比重等と同一の比重等の検査液中に浮かべて、その示度を比較して行う。

比重基準器の器差の検査において、当該比重基準器の検査を行う目盛線の表す比重等と同一の比重等の検査液を使用することができないとときは、次の各号に定める式により器差を算出す。

1 検査液の比重以下の比重を表す目盛線の器差を算出する場合

2 検査液の比重以下の比重を表す目盛線の器差を算出する場合

3 目盛線の表す重ボーメ度

4 平成八年十月三十一日までに基準器検査の申

請書が提出された基準ガスマータ、基準水道メーター及び基準燃料油メーターに係る基準器検査並びに平成十年十月三十一日までに基準器検査の申請書が提出された電気基準器に係る基準器検査においては、器差は、計量値から真実の値を減じた値又はその真実の値若しくは計量値に対する割合をいうものとする。

(器差の定義の特例)

5 この省令の施行の際現に計量法(昭和二十六年法律第二百七号)以下「旧法」という)に基づく基準器検査に合格した長さ基準器、質量基準器、温度基準器、面積基準器、速さ基準器、熱量基準器、電気基準器、照度基準器、照射線量基準器、騒音基準器、織度基準器又は振动基準器を有している者であつて、第二条第一項の表の下欄に掲げる者以外の者は、平成八年十月三十一日までは、第二条第一項の規定にかかるわらず、当該基準器が表示する物象の状態の量に係る計量器の基準器検査を受けることができる。

(基準器検査規則の廃止)

三 重ボーメ度を表す目盛線の器差を算出する

2 基準器検査規則(昭和四十二年通商産業省令第八十二号)は、廃止する。

(基準こうかんに係る経過措置)

3 基準こうかんは、平成十年十月三十一日までに、質量基準器とする。この場合において、法第百三条第一項第一号の通商産業省令で定める技術上の基準、同項第二号の通商産業省令で定める基準、同条第二項の通商産業省令で定める方法及び同条第三項の通商産業省令で定める方法については、なお従前の例による。

(施行期日)

1 この省令は、法の施行の日(平成五年十一月一日)から施行する。

(基準器検査規則の廃止)

二 検査液の比重を超える比重を表す目盛線の器差を算出する場合

1 検査液の比重を超える比重を表す目盛線の密度(キログラム每立方メートル)。は、温度tのときの検査液の密度(キログラム每立方米メートル)。は、検査を行うときの空気の密度(キログラム每立方メートル)。は、検査を行うときの空気の密度(キログラム每立方メートル)。

2 検査液の比重を超える比重を表す目盛線の密度(キログラム每立方メートル)。は、検査を行うときの空気の密度(キログラム每立方メートル)。は、検査を行うときの空気の密度(キログラム每立方メートル)。

3 比重基準器の器差の検査は、よく洗净した容器に検査液を入れてかくはんし、気泡の上昇が通常の温度に戻してから行う。

4 比重基準器の器差の検査は、検査液の温度を室温に近い温度に保つて行う。

5 比重基準器を検査液中につり、ちようどその示度がSを示すようにしたときに釣り合う特定標準器等の質量(キログラム)

W₀は

6 この省令の施行の際現に旧法に基づく基準器検査に合格した温度基準器(零下三度以下の温度又は二百三度を超える温度を表す目盛線のあるものに限る)、体積基準器又は圧力基準器を有している者であつて、第二条第一項の表の下欄に掲げる者以外の者は、平成十年十月三十一日までは、第二条第一項の規定にかかるわらず、当該基準器が表示する物象の状態の量に係る計量器の基準器検査を受けることができる。

7 この省令の施行の際現に旧法に基づく基準器検査に合格した密度基準器又は濃度基準器を有している者であつて、第二条第一項の表の下欄に掲げる者以外の者は、平成十年十月三十一日までは、第二条第一項の規定にかかるわらず、当該基準器が表示する物象の状態

いう。)により使用されている書類(第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令

様式第十三を除く。)は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
この省令の施行の際現にある旧様式による用紙(第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。)については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則（令和四年三月三一日経済産業省
令第二六号）抄

第一条 この省令は、令和四年四月一日から施行する。

別表（第二十四条関係）

基準ガスマーティー、基準水道メータ及び基準燃料油メーター	検査流量
基準タンク	任意の箇所の目盛線
基準体積管	任意の計量値
基準液柱型圧力	任意の三箇所以内の目盛線
計	任意の三箇所以内の計量値
基準重錘型圧力	任意の三箇所以内の計量値
計	任意の二箇所以内の表す量
血圧計用基準圧	任意の一以上の表す量
力計	任意の七箇所以内の目盛線
基準密度浮ひょう	任意の三箇所以内の目盛線
熱量基準器	任意の三箇所以内の目盛線
基準密度浮ひょう	任意の六箇所以内の目盛線
液化石油ガス用	任意の三箇所以内の目盛線
浮ひょう型密度	任意の三箇所以内の目盛線
計	任意の三箇所以内の目盛線
濃度基準器	任意の六箇所以内の目盛線
基準比重浮ひょう	任意の六箇所以内の目盛線
う	任意の六箇所以内の目盛線
基準重ボーメ度	任意の六箇所以内の目盛線
浮ひょう	任意の六箇所以内の目盛線
備考	任意の六箇所以内の目盛線
温度基準器、密度基準器、濃度基準器及び比重基準器については、特別の理由があると認められるときは、右に掲げる箇所以外の箇所についての器差を記載することができる。	任意の六箇所以内の目盛線

基準ガスマータ 一、基準水道メ タリ及び基準 燃料油メータ 基準タンク	検査流量
基準体積管	任意の箇所の目盛線
基準液柱型圧力計	任意の計量値
基準重錘型圧力計	任意の三箇所以内の目盛線
計	任意の箇所の目盛線
血圧計用基準圧力計	任意の三箇所以内の表す量
熱量基準器	任意の七箇所以内の目盛線
基準密度浮ひょう	任意の三箇所以内の目盛線
液化石油ガス用浮ひょう型密度計	任意の三箇所以内の目盛線
濃度基準器	任意の六箇所以内の目盛線
基準比重浮ひょう	目量が○・○○一未満のものにあつては七箇所以内、目量が○・○○一以上のものにあつては三箇所以内の目盛線
基準重ボーメ度	目量が○・一重ボーメ度未満のものにあつては六箇所以内、目量が○・一重ボーメ度以上のものにあつては三箇所以内の目盛
浮ひょう	目量が○・一重ボーメ度未満のものにあつては六箇所以内、目量が○・一重ボーメ度以上のものにあつては三箇所以内の目盛
備考	温度基準器、密度基準器、濃度基準器及び比重基準器については、特別の理由があると認めることは、右に掲げる箇所以外の箇所についての器差を記載することができる。

様式第2
(第六)

様式第2 (様式第2) (平成23年1月版改訂付) (令和元年6月1日施行)
審査状
年月日
長官、基準検査結果用紙等の検査に係る
代理人上記の、基準検査結果の検査を受行します。
委任者 姓氏(署名)
長官(名前)
受托者 姓氏(署名)
長官(名前)

様式第2（第6条関係）

様式第3（第23条関係）

第3回(第4回迄) (甲子年月日) 年月日出生 (乙未年月日) 年月日出生					
基準年校正実験結果					
基 準 年					
性別	男				
出生年月日					
母子番号					
出生地	○ 産 施				
<table border="1"> <tr> <th>表子量</th> <th>総 量</th> </tr> <tr> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </table>		表子量	総 量	○	○
表子量	総 量				
○	○				
※ 録入の正確な方法					
※ 有効範囲					
○ 年月日及び母子の方法					
※ 先心病					
年 月 日					
臨時用欄					
(誕生日等で各人個人情報を記入小研究用)					

様式第4
(第23条関係)
削除

様式第4 (第23条関係) (平成26年4月1日改定基準から一部改正) 基準契約文式別書		
契約登記用紙		
種	類	
契約又は約定	契約番号	
取扱番号	登記番号	
口　　締	契約内容	登記箇所
<input type="checkbox"/> 営業の場所の方法	<input type="checkbox"/> 年月日から	<input type="checkbox"/> 年月日まで
<input type="checkbox"/> 用途又は使用方法	<input type="checkbox"/> その他	
<input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 年月日	日本電気機械商社(株)東京支店
備考 用紙の大きさは、日本電気機械商社とすること。		

様式第6
(第23条関係)

様式第6 (第23条関係) (平成26年4月1日改定基準から一部改正) 基準契約文式別書		
契約登記用紙		
種	類	
契約又は約定	契約登記用紙	
取扱番号	登記番号	
口　　締	契約内容	登記箇所
<input type="checkbox"/> 営業の場所の方法	<input type="checkbox"/> 年月日から	<input type="checkbox"/> 年月日まで
<input type="checkbox"/> 用途又は使用方法	<input type="checkbox"/> その他	
<input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 年月日	日本電気機械商社
備考 用紙の大きさは、日本電気機械商社とすること。		

様式第7
(第23条関係)

様式第7 (第23条関係) (平成26年4月1日改定基準から一部改正) 基準契約文式別書		
契約登記用紙		
種	類	
契約又は約定	契約登記用紙	
取扱番号	登記番号	
口　　締	契約内容	登記箇所
<input type="checkbox"/> 年月日から	<input type="checkbox"/> 年月日まで	
<input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 年月日	日本電気機械商社
備考 用紙の大きさは、日本電気機械商社とすること。		

様式第8
(第23条関係)

様式第8 (第23条関係) (平成26年4月1日改定基準から一部改正) 基準契約文式別書		
契約登記用紙		
種	類	
契約又は約定	契約登記用紙	
取扱番号	登記番号	
口　　締	契約内容	登記箇所
<input type="checkbox"/> 年月日から	<input type="checkbox"/> 年月日まで	
<input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 年月日	日本電気機械商社
備考 用紙の大きさは、日本電気機械商社とすること。		

様式第9（第23条関係）（平成26年4月・令和元年3月～令和元年4月）
基準別検査実績書
番 号

種 種 基準電力量計
測定条件
測定条件
目 檢 測

種	子	力	安	全	電	能	度
---	---	---	---	---	---	---	---

※ 諸条件
※ 年次期間
※ その他
※ 年月日
日本電気計測機器研究所

備考 用紙の大きさは、日本電気規格A4とすること。

様式第10（第23条関係）（平成26年4月・令和元年3月～令和元年4月）
基準別検査実績書
番 号

種 種 基準回路基準電量
測定条件
目 檢 測

種	千	量	能	度
---	---	---	---	---

※ 基準の電力方法
※ 測定条件
※ その他
※ 年月日
日本電気計測機器研究所

備考 用紙の大きさは、日本電気規格A4とすること。

様式第11（第23条関係）（平成26年4月・令和元年3月～令和元年4月）
基準別検査実績書
番 号

種 種 基準回路基準マイクロシ
測定条件
※ 基準回路の電流測定値
（単位度V～V）を小数点以下
※ 測定条件 測定 測定値レベル (dB)
※ 年次期間 年月日から 年月日まで
※ その他 年月日
日本電気計測機器研究所

備考 用紙の大きさは、日本電気規格A4とすること。

様式第12（第23条関係）（平成26年4月・令和元年3月～令和元年4月）
基準別検査実績書
番 号

種 種 基準コード式ピックアップ
測定条件
※ 基準の測定条件
（単位度V～V）を小数点以下
※ 測定条件 測定 測定値レベル (dB)
※ 年次期間 年月日から 年月日まで
※ その他 年月日
日本電気計測機器研究所

備考 用紙の大きさは、日本電気規格A4とすること。

株式会社(商号)：(社名表記欄)	
本店(支店・出張所等の別称)	
銀行 通帳 印鑑 印影 印鑑 印影	不 行 銷 票
年月日	
新 金 存 系 如 事 (請款文書等に記載する場合は右欄) 印 印 印 印 印	
備考	